

業 務 概 況

令和2年版



安全で豊かな社会のために

国 土 交 通 省

九州運輸局 熊本運輸支局

目 次

I	熊本県の概況	
	1. 熊本県の主要交通網の概況	1
	2. 熊本県の主要な交通施設の概況	3
	3. 熊本県の観光の概況	4
II	管内の業務別概況	
	1. 企画関係業務の概況	
	(1) 交通施策の推進状況	6
	(2) 海事産業次世代人材育成事業	7
	2. 旅客輸送関係業務の概況	
	(1) 旅客自動車運送事業	
	①乗合バス輸送	8
	②貸切バス輸送	11
	③タクシー輸送	12
	(2) 自家用有償旅客運送の概況	15
	(3) 旅客船輸送の概況	16
	3. 物流関係業務の概況	
	(1) 貨物自動車輸送の概況	
	①トラック輸送	17
	②霊柩自動車運送事業の概況	18
	③熊本市内での共同集配事業の推進	18
	④大型貨物自動車（ダンプカー）の概況	19
	(2) 内航海運業の概況	20
	(3) 港湾運送事業の概況	21
	(4) 倉庫業の概況	22
	4. その他輸送関係事業の概況	
	(1) レンタカー事業	23
	(2) 自動車運転代行業	23
	5. 自動車登録の概況	24
	6. 自動車整備事業及び保安関係業務の概況	28
	7. 造船事業の概況	31
	8. 船舶登録の概況	32
	9. 船舶検査の概況	32
	10. 船員関係業務の概況	33
	11. 運航労務監理業務の概況	35
	12. 外国船舶監督業務の概況	36
	13. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況	37
III	熊本運輸支局の組織・沿革	38
IV	運輸関係法人・団体等	
	1. 関係法人・団体等一覧表（本庁舎－陸運関係）	41
	2. 関係法人・団体等一覧表（三角庁舎－海運関係）	42

I 熊本県の概況

1. 熊本県の主要交通網の概況

県内の鉄道交通網は、JR九州の鉄道が東西南北に向かって伸び、県内の民鉄4社及び熊本市電が主要地点でJR駅と結節している。

平成28年4月に発生した「熊本地震」により、JR豊肥線の肥後大津～阿蘇間が不通となっていたが、令和2年8月8日に復旧再開した。南阿蘇鉄道においては立野～中松間が未だ不通となっている。また、「令和2年7月豪雨」では、JR豊肥線(八代～人吉)・肥薩おれんじ鉄道(八代～出水)・くま川鉄道(全線)が不通となったが、肥薩おれんじ鉄道は令和2年11月1日に復旧再開した。JR豊肥線・くま川鉄道においては、未だ不通となっている。

熊本市交通局が運行している路面電車については、健軍町から辛島町で分岐して熊本駅方面と上熊本駅方面へ運行している。軌道系交通機関の結節状況は、JR九州熊本駅・新水前寺駅で熊本市電が結節し、JR九州上熊本駅では熊本市電・熊本電気鉄道が結節している。

バス路線については、熊本市の熊本桜町バスターミナルを起点として、県内事業者5社の路線網が放射状に張り巡らされている。5社は、熊本市中心市街地と周辺の4区間で、重複運行の最適化等を内容とする「熊本地域乗合バス事業共同経営計画」を策定し、認可申請。令和3年4月1日実施予定としている。高速道路を利用した都市間長距離高速バスは、平成11年3月の福岡都市高速道路と九州縦貫道との直結や、益城熊本空港インターの開設により、一段と利便性が向上した。特に、熊本～福岡線は福岡空港行き(19回)を含め一日100回以上運行し、九州新幹線と競合している。

熊本港においては、平成24年10月にガントリークレーンの設置により熊本都市圏の物流機能の強化が図られ、平成25年8月には水深7.5mバースの延長によりクルーズ客船の係留が可能となった。また、八代港においても平成25年6月には水深14m岸壁1バースが整備され、平成27年には16万トンの大型クルーズ客船が入港することとなったが、平成29年7月に国土交通大臣から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受け、新たに22万トン級のクルーズ船が接岸できる岸壁を整備し、「くまモンポート八代」の愛称で、令和2年10月より公園部分をプレオープンしている。外国クルーズ船の入港回数について、平成29年は前年17回から65回と大幅に増加したものの、船会社の価格競争による中国への配船減少により平成30年は30回、令和元年は19回に減少している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により入港予定はない。両港においては、港湾設備の充実により物流振興や観光振興の期待が高まり、今まで以上に国際コンテナ定期航路の開設やクルーズ客船の寄港などに向けてのポートセールスが活発となっている。

熊本空港においては震災からの復興の加速化や、民間のノウハウを活かした利用促進・サービス向上を図るため、空港の運営を民間に委託することとなり、令和2年4月から、熊本国際空港(株)が運営を開始している。

管内の主要な鉄道、高速道路、空港、港湾施設の状況

- 熊本県の概況
 - 14市9郡(23町8村)
 - 熊本県の人口(熊本県HPより)
人口のピーク 昭和30年 189万人
R2.12.1現在 1,734,629人
(県下主要都市の人口)
熊本市 738,591人
八代市 122,261人
 - 県土の約6割が森林
 - 昭和と平成の「名水百選」に全国最多の8カ所選定
 - ・ 昭和の名水百選(菊池水源(菊池市)、白川水源(南阿蘇村)、轟水源(宇土市)、池山水源(産山村))
 - ・ 平成の名水百選(水前寺江津湖湧水群(熊本市)、金峰山湧水群(熊本市及び玉名市)、六嘉湧水群・浮島(嘉島町)、南阿蘇村湧水群(南阿蘇村))
 - 熊本市の上水道はほぼ100%地下水
人口50万人以上の都市で唯一
県全体でも約8割が地下水を利用



管内及び他県を結ぶ主要旅客定期航路



①有明フェリー
(有明みらい)



②熊本フェリー
(オーシャンアロー)



③九商フェリー
(レインボーかもめ)



⑥シークルーズ
(Vista Bonita)



⑧共同フェリー
(フェリーごしょうら)



⑤苓北観光汽船
(Kizuna II)



⑦湯島商船
(昭和丸)



⑩三和商船
(第二天丸)

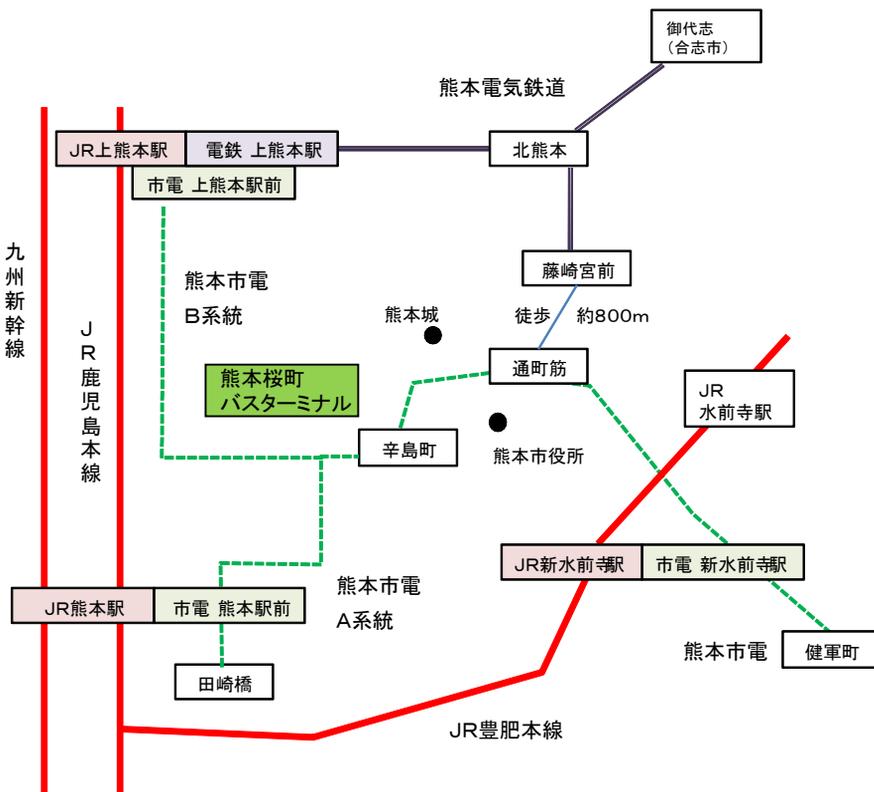


鹿児島県

図番号	事業者名	航路名	備考
①	有明海自動車航送船組合	多比良～長洲	長崎運輸支局所管
②	熊本フェリー(株)	熊本～島原	
③	九商フェリー(株)	島原～熊本	長崎運輸支局所管
④	島原鉄道(株)	口之津～鬼池	長崎運輸支局所管
⑤	苓北観光汽船(株)	天草～長崎	
⑥	(株)シークルーズ	本渡～松島～三角	
⑦	(有)湯島商船	湯島～江樋戸	
⑧	共同フェリー(株)	棚底～三角 御所浦～本訴 御所浦～棚底・大道 本渡～御所浦	
⑨	天長フェリー(株)	天草～長島	鹿児島運輸支局所管
⑩	三和商船(株)	蔵之元～牛深	

2. 熊本県主要な交通施設の概況

(1) 熊本市内の軌道系輸送機関の結節状況



JR熊本駅周辺



JR上熊本駅周辺



JR新水前寺駅周辺



(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法関係)

① 一般バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
			許可年月日	昭42. 5. 23
九州産交ランド マーク(株)	熊本桜町 バスターミナル	熊本市中央区桜町	変更許可年月日	令1. 8. 26
			開始年月日	令1. 9. 11
			施設面積	14, 746㎡
			バース数	29
			乗入会社数	県内5社、県外8社

② 専用バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要
九州産交バス(株)	本渡バスターミナル	本渡市南新町	4バース
	松橋バスターミナル	宇城市松橋町松橋	4バース
熊本電気鉄道(株)	菊池バスターミナル	菊池市大字隈府	2バース
合計	3ターミナル		10バース

③ 一般トラックターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州高速道路 ターミナル(株)	熊本トラックターミナル	熊本市東区小山	免許年月日	昭50. 8. 21
			開始年月日	昭51. 6. 24
			境域面積	77, 742㎡
			バース数	54

3. 熊本県の観光の概況

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、観光需要を取り込むことにより地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待されている。

熊本県は、阿蘇の雄大なカルデラ景観や天草の美しい海岸線・多島群、そして豊富な温泉など県内各地が優れた自然の観光資源に恵まれており、また、日本三名城の一つ熊本城など歴史や文学にかかわりのある観光地、施設が数多く存在している。

阿蘇地方には、観光圏整備法に基づき国土交通大臣が認定した観光圏として、「阿蘇くじゅう観光圏」があり、民間のソフト事業に対する補助制度や各種法律の特例などにより、地域の自主的な取組を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進している。

また、阿蘇くじゅう国立公園をナショナルパークとしてのブランド化を図る取り組み「阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト」も行われている。なお、平成28年4月に発生した熊本地震により、阿蘇方面への主要道路である国道57号線及び鉄道（JR豊肥線）が寸断されていたが、JR豊肥本線は令和2年8月8日に全線開通、国道57号線は同年10月3日に開通した。

令和2年7月豪雨により、人吉・球磨地域、八代市、芦北町が甚大な被害を受け、鉄道（JR肥薩線・くま川鉄道・肥薩おれんじ鉄道）が不通となった。肥薩おれんじ鉄道については、令和2年11月1日に全線開通となったが、JR肥薩線、くま川鉄道については不通のままである。

外国人の誘客の施策については、「ビジット・ジャパン事業」として訪日外国人旅行者数の増加を推進してきており、魅力的な観光地、旅行商品の造成などの戦略的なブランド発信により、アジアのみならず、旅行者数の増加が見込まれる欧米豪の20カ国を重点地域として、効果的なプロモーションが実施されているところである。

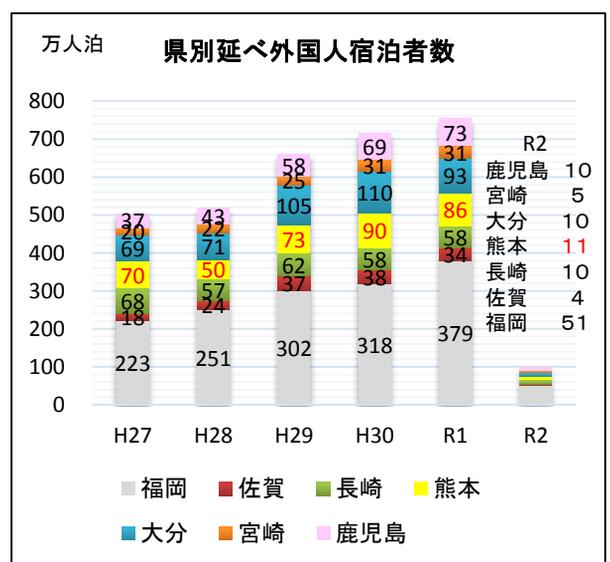
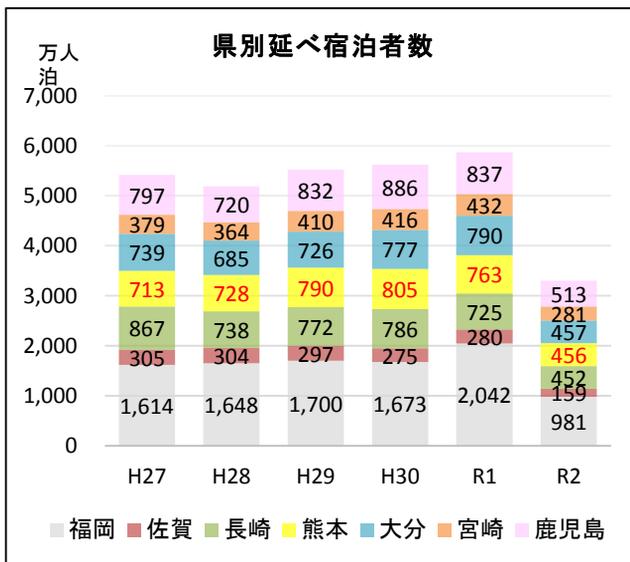
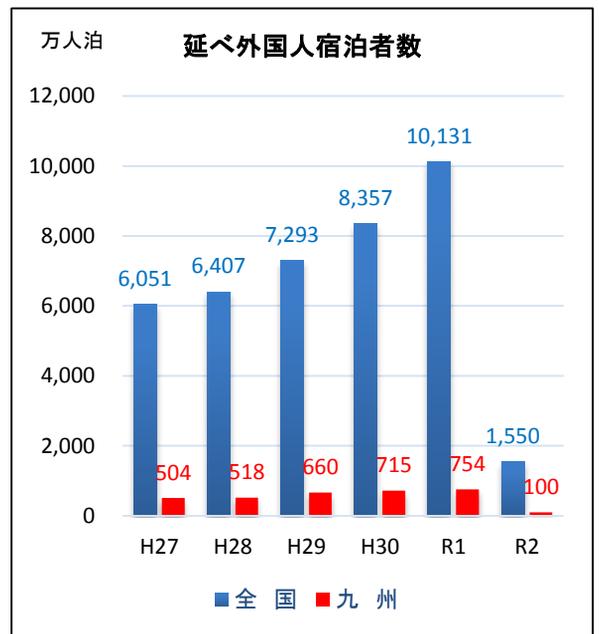
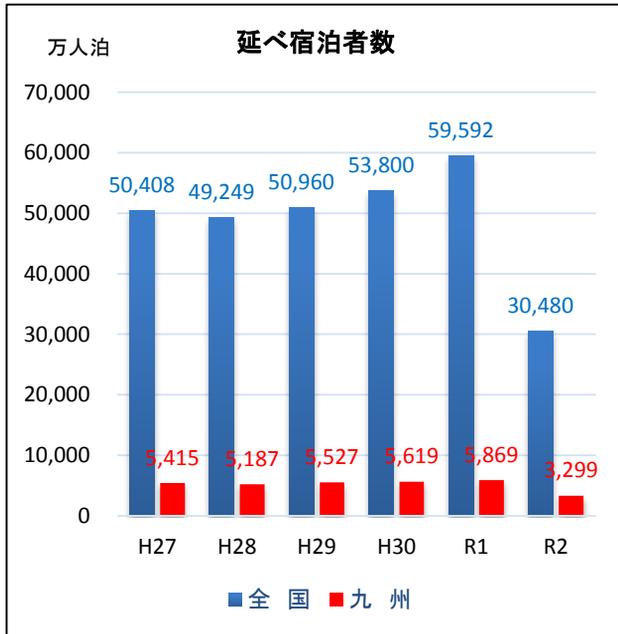
また、魅力的な観光地域づくりの面では、各地域で日本版DMOの形成確立に向けた取り組みも行われており、熊本県においては、株式会社くまもとDMC及びDMOやつしろが観光庁の登録法人となり、観光地域づくりを行っている。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により県内を訪れる観光客は激減。GoToトラベル事業の開始後、その効果で、阿蘇地域においては、回復の兆しが見られたところであったが、事業中断後、厳しい状況が続いている。

令和2年の熊本県の延べ宿泊者数は、対前年比40%減の4,564,830人泊で全国23位、九州で第4位、うち外国人延べ宿泊者数は、対前年比86.7%減の124,350人泊で全国第21位、九州で第4位であった。

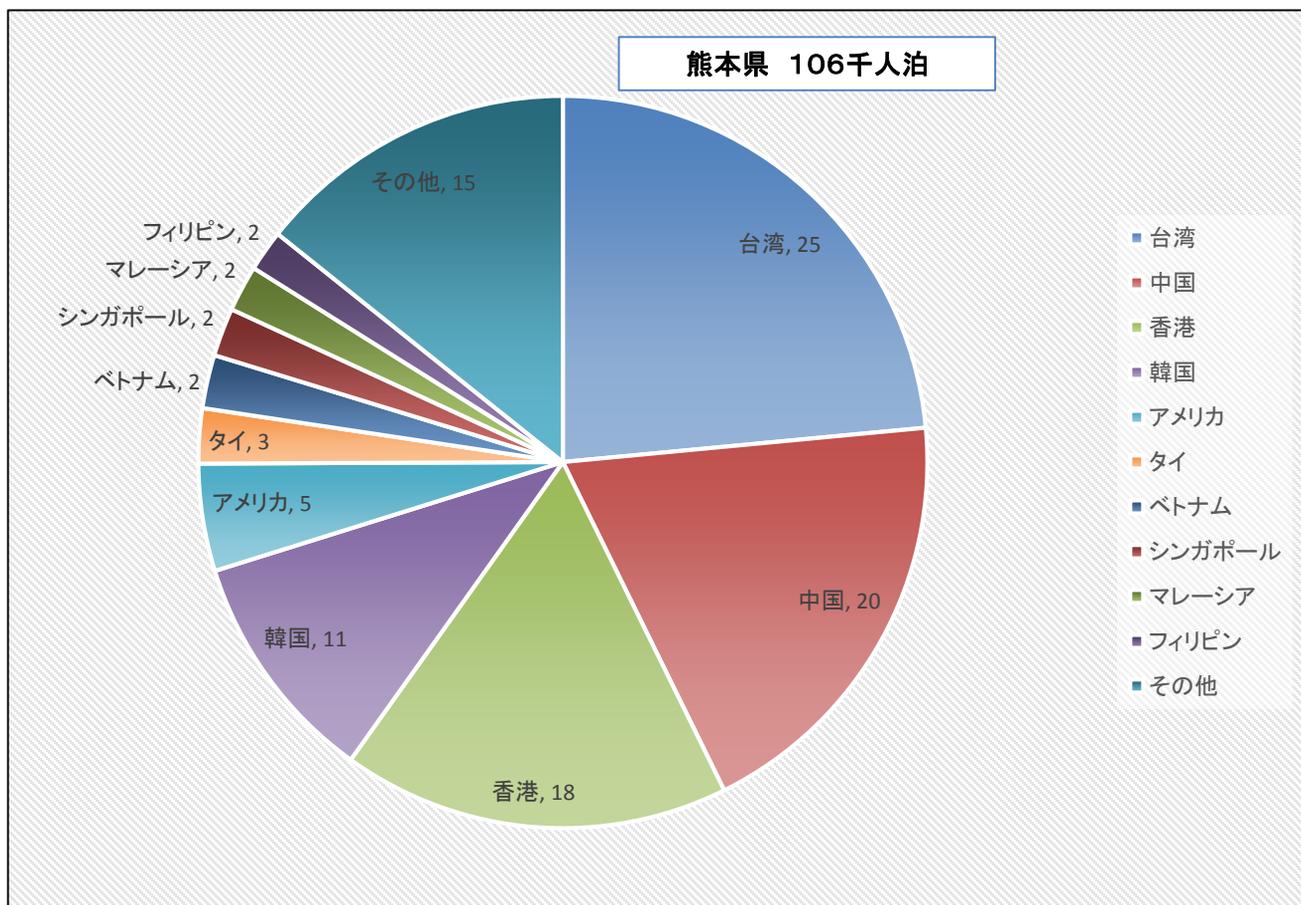
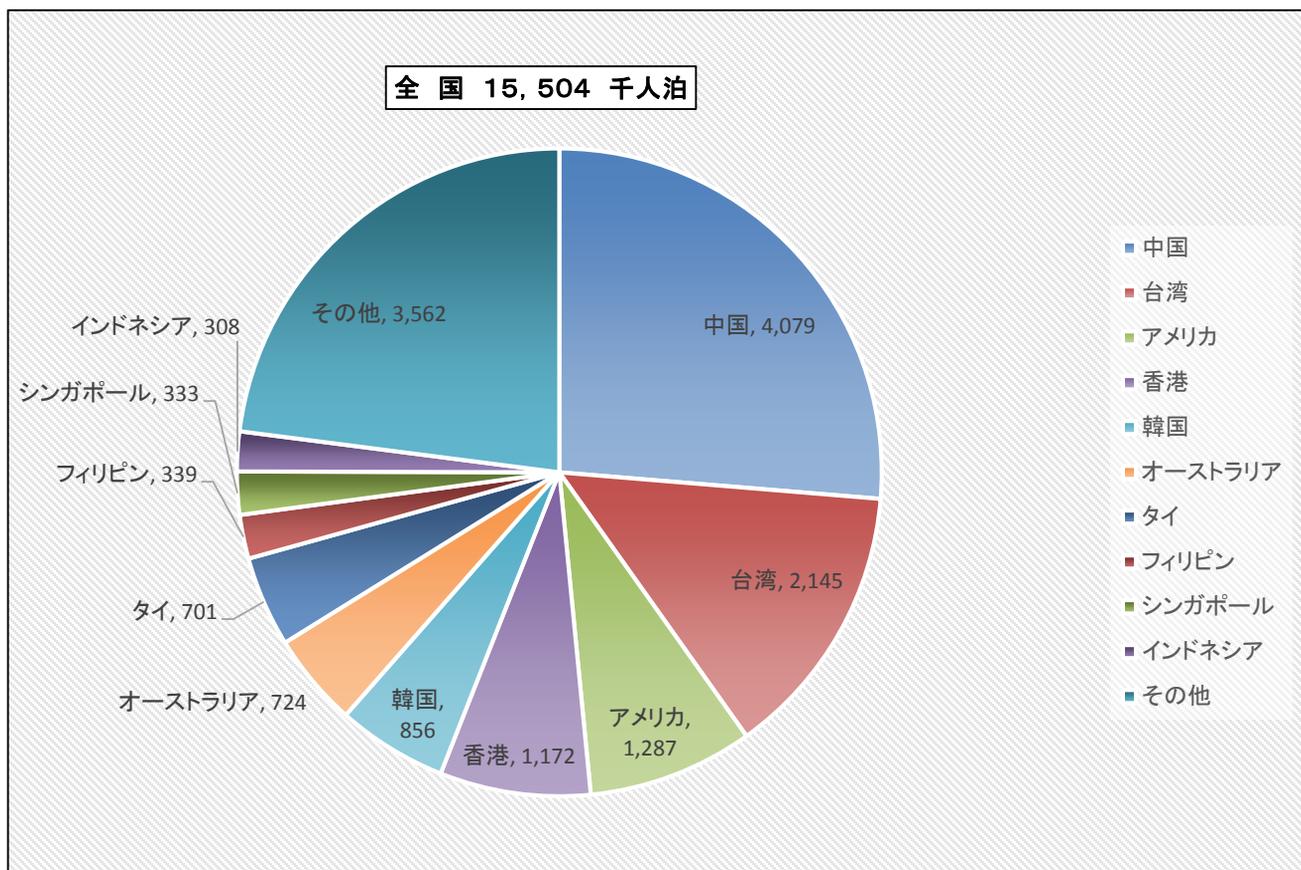
※平成28年は、4月に発生した熊本地震の影響により、宿泊者数が減少したものと見られる。

(1) 県内の宿泊者の状況 (観光庁宿泊旅行統計調査 ※令和2年度は速報値)



令和元年国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

(観光庁宿泊旅行統計調査 速報値)



Ⅱ 管内の業務別概況

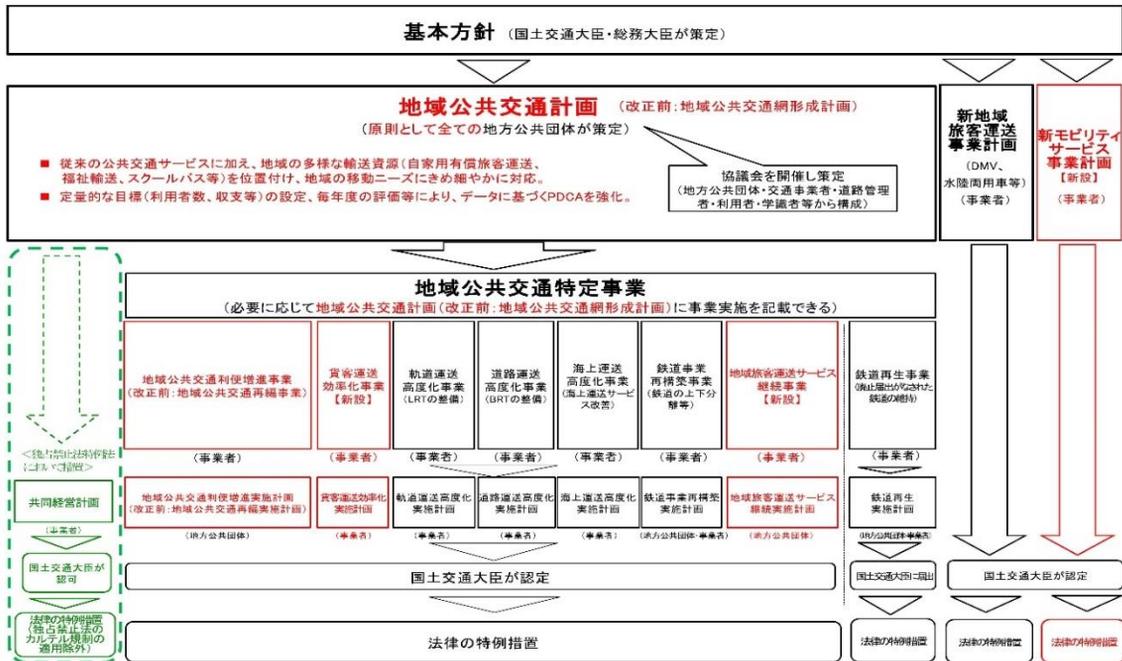
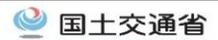
1. 企画関係業務の概況

(1) 交通施策の推進状況

① 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

平成26年5月に地域公共交通活性化・再生法が改正され、交通政策基本法(平成25年12月公布・施行)の基本理念に則り、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的公共交通ネットワークを再構築する仕組みが再構築された。令和2年6月に同法が改正。「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランである「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成が努力義務として規定された。また、バス路線の見直し等により地域公共交通を再編する取組である「地域公共再編実施計画」を「地域公共交通利便増進計画」に改め、運賃やダイヤ等の見直しを含めた利用者の利便の増進に資する取組についても、事業として追加されている。地域公共交通網形成計画については、単独の計画として八代市・水俣市・合志市・大津町・和水町・人吉市・美里町・荒尾市・天草市・上天草市・水上村・宇城市・山鹿市・芦北町・山都町で、共同の計画として「熊本市・嘉島町」、「人吉・球磨地域10市町村」、「南阿蘇村・高森町」で策定済み。八代市については、平成29年7月に地域公共交通再編実施計画の大臣認定(～令和2年9月)を受けている。令和2年度、熊本県、益城町が地域公共交通計画の策定に取り組んでいる。

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム(改正後)



② 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通確保維持改善事業(※令和2年度のもの)



地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援

地域公共交通確保維持改善事業
(地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援)

地域公共交通確保維持事業
(地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援)

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援

地域公共交通バリア解消促進等事業
(快適で安全な公共交通の実現)

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通調査等事業
(地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

(2) 海事産業次世代人材育成事業

海事産業(造船業、海運業、港湾荷役業など)は、近年、労働者の高齢化や後継者不足による技術の伝承問題など喫緊の課題を抱えていることから、次世代を担う小中学生を中心に海事産業への理解と関心を高めるために海事関係業界と連携して「海事産業見学会」を開催している。

令和元年度の取り組みは、小学校3校と小学校社会科研究会(教諭)の延べ121名を対象に、フェリーの乗船体験、造船所やコンテナターミナル等の見学を実施し、海事産業の広報・周知を図った。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で実施には至らなかった。

< 海事産業見学会 >

○フェリーの乗船体験



船長からレーダーの説明



救命胴衣の着用体験



双眼鏡で前方確認

○造船所・サイロの見学



建造中の船舶の見学



船舶用エンジンの見学



プロペラの大きさや重さをメモ

○コンテナターミナル等の見学



コンテナ荷役の見学



コンテナの台風対策の見学



船外機製造工場の見学

< 出前講座 >



小学生へ「海運や造船について」



小学生へ「海運や造船のクイズ」



先生へ「児童の指導ポイント」

2. 旅客輸送関係業務の概況

(1) 旅客自動車運送事業の概況

① 乗合バス輸送

乗合バスの輸送人員は自家用車の普及が進む中で長期的に減少しており、熊本県においては昭和44年度の約1億1,923万人をピークに、令和元年度は約2,878万人(ピーク時の約24%以下)まで落ち込んでいる。

こうした状況を踏まえ、県内の各バス事業者は輸送人員の減少に歯止めをかけるべく、利用者利便の向上を図るための各種取組としてバス・電車共通回数券の導入やバスの行き先・経路地表示の統一、バス停の表示や施設の整備等を実施してきた。一例として、リアルタイムでバスの運行状況が確認出来る「バスきたくまさん」の運用開始や運行システムのナンバリング化、1日限定の県内路線バス等の「無料運行」実施等、訪日外国人を含めた旅行者や普段から路線バスを利用される地元住民に対して地域の公共交通がより利用しやすいものとなるような対策を講じている。

また、閣議決定による成長戦略実行計画において、乗合バス事業者が行う共同経営等において独占禁止法の適用除外とするための特別措置を提出する旨の明記がなされたことを受け、県内バス事業者5社による「熊本におけるバス交通のあり方検討会」を発足させた。その後令和2年4月には「共同経営準備室」を設置し、熊本の公共交通ネットワークにおいてバス交通が担うべき役割を将来にわたり維持し、その利便性・生産性を最大限向上させるため、企業間の垣根を越えて路線再編等に取り組んでいる。なお、令和3年3月には、熊本市都市圏における乗合バス同士の重複区間の解消等を対象とした「共同経営計画(第1版)」が、全国で初めて認可されたところである。

そうした取組を実施しているところではあるが、少子高齢化・人口流出の加速やバス事業者の乗務員不足も相まって、やむを得ず路線からの撤退や減便が起きているところであり、乗合バスが撤退した地区では移動手段の確保が大きな課題となっている。

関係自治体・事業者等では、既存の路線バスの有効活用も含め、路線の再編や地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、県内各自治体において地域公共交通会議が設立され、それぞれの地域のニーズにあった交通体系を構築すべく協議が行われており、「コミュニティバス」や「乗合タクシー」を導入し、総合的で複合的な交通体系の構築している。

○ 一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年度別	事業者数	車両数		認可キロ		走行キロ		輸送人員		営業収入	
		(両)	指数	(キロ)	指数	(千キロ)	指数	(千人)	指数	(千円)	指数
55	6	1,111	100.0	4,403.4	100.0	57,552	100.0	98,852	100.0	15,229,335	100.0
平2	6	1,075	96.8	4,047.7	91.9	59,713	103.8	65,047	65.8	15,973,379	104.9
7	9	938	84.4	5,781.6	131.3	54,125	94.0	56,996	57.7	14,512,512	95.3
12	8	860	77.4	4,929.7	112.0	48,232	83.8	48,132	48.7	11,837,801	77.7
17	6	881	79.3	5,342.8	121.3	49,517	86.0	39,644	40.1	9,928,380	65.2
24	7	1,052	94.7	6,266.2	142.3	55,058	95.7	36,536	37.0	9,455,012	62.1
25	7	1,038	93.4	6,200.1	140.8	55,703	96.8	36,198	36.6	9,582,112	62.9
26	7	1,032	93.4	6,109.3	138.7	53,227	92.5	31,680	32.0	9,664,578	63.5
27	6	1,024	92.9	5,944.2	135.0	47,604	82.7	32,101	32.5	9,413,700	61.8
28	6	991	92.2	5,993.3	136.1	48,692	84.6	28,720	29.1	8,513,549	55.9
29	6	980	88.2	5,997.6	136.2	47,303	82.2	29,575	29.9	8,947,469	58.8
30	6	969	87.2	6,020.2	136.7	46,318	80.5	29,239	29.6	8,872,099	58.3
令1	6	949	88.3	5,833.2	132.5	44,849	77.9	28,785	29.1	8,726,632	57.3

(注) 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

(注) 平成19年度から平成20年度は廃止代替を含む。

(注) 平成21年度から許可基準を充足した路線定期運行事業者のみの実績とする。

事業者別 輸送人員

(単位名：千人)

九州産交バス	11,086
産交バス	3,678
都市バス	7,273
熊本電気鉄道	3,921
熊本バス	2,774
神園交通	53

合計 28,785

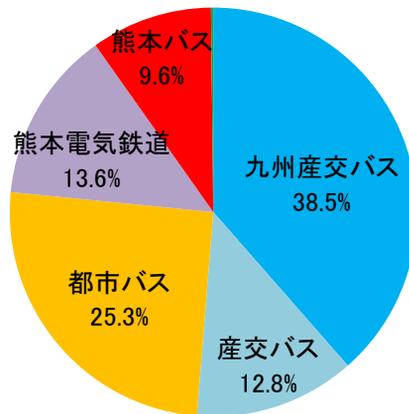
事業者別 車両数

(単位名：両)

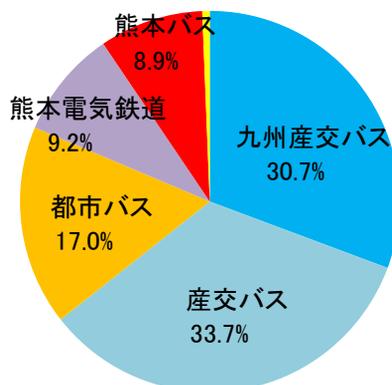
九州産交バス	291
産交バス	320
都市バス	161
熊本電気鉄道	87
熊本バス	84
神園交通	6

合計 949

事業者別 輸送人員



事業者別 車両数



○バスサービス利用促進状況

令和2年3月現在

乗車券共通化	共通定期券	熊本電鉄	バスと鉄道の共通化 (昭和56年 9月)
	乗り継ぎ定期券	熊本電鉄	バスと鉄道の乗り継ぎ (昭和61年12月)
		熊本電鉄 熊本バス	他社バスとの乗り継ぎ (平成 4年10月)
		九州産交 熊本電鉄	他社バスとの乗り継ぎ (平成 8年 6月)
		九州産交	他社バスとの乗り継ぎ (平成16年 6月) (区間限定)
		熊本都市バス	熊本市営及び熊本市営からの移譲路線運行バス会社との乗り継ぎ (平成21年 4月)
各種乗車券	<ul style="list-style-type: none"> ・持参人式定期券 ・企業定期券 ・ICカード ・端数定期券(通学のみ) ・環境定期券 ・片道定期券 ・観光施設セット乗車券 ・通学定期券 ・1日乗車券 ・キッズバス(期間限定) ・高齢者用割引定期 ・昼間割引定期 ・駅からバス 		
案内充実	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本桜町バスターミナル内の行き先方面別乗り場整備 ・バス方向幕の統一 ・サービスセンターの設置 ・路線案内図の設置 ・液晶式運賃表示器の設置 ・停留所の電照化 ・バスロケーションシステム ・運行系統ナンバリングの運用 		
利用促進策	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーバス制度の実施 ・ノンステップバスの導入 ・バス停施設の改善 ・サイクルアンドバスライド駐車場の新設 ・公共交通利用促進キャンペーン強化 ・地域版バスガイドマップ作成 ・高齢者免許証返納割引 ・パークアンドバスライド 		

②貸切バス輸送

令和元年度末現在における県内の貸切バス事業者は56社、総車両数632両となっている。

貸切バス事業は、レジャー・研修・旅行等の利用者ニーズの拡大や多様化、車両の高級化等を背景に順調に推移してきたが、近年の景気低迷により、需要も小口化・近距離化の傾向にある。一方で、学校や自治体との契約によるスクールバスとしての運行など、新たな事業の展開も活発に行われており、今後も積極的な取り組みが期待されている。

近年の貸切バス業界は、平成12年12月に実施された規制緩和により、新規参入が容易になり、レンタカー事業者や観光旅館・ホテル経営者、タクシー事業者等からの参入が相次ぎ、事業者間の競争も激化していたが、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、旅行者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化、交替運転者の配置基準の設定など10項目を取りまとめて実施し安全に係る規制の強化を行った。なお、高速ツアーバスについては、平成25年に新高速乗合バスへ移行した。

平成26年4月からは、安全コストが反映された時間・キロ併用制運賃を基本とする貸切バスの新運賃・料金制度が開始され、県内の全ての事業者が新運賃・料金制度に移行した。

平成28年1月15日に長野県軽井沢町にて発生したスキーバス事故で多くの死傷者を出す悲惨な事故があったことから、二度と同様の事故が惹起されることのないよう、「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく再発防止策について、法令・通達の改正等の必要な手続きを行った上で順次実施している。

また、平成31年3月に事業者と旅行者等との過大な手数料等の取引に関する法令・通達等が制定され、過大な手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている運送取引についての道路運送法上の取り扱いが示されたところである。

○一般貸切旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年 度	事 業 者 別	車 両 数		走 行 キ ロ		輸 送 人 員		営 業 収 入		キ ロ 当 り 収 入
		(両)	指数	(千キロ)	指数	(千人)	指数	(千円)	指数	(円)
55	10	317	100.0	12,487	100.0	3,342	100.0	4,772,952	100.0	382.2
平2	21	439	138.5	22,909	183.5	5,059	151.4	7,216,245	151.2	315.0
7	29	539	170.0	24,710	197.9	6,052	181.1	7,097,618	148.7	287.2
12	42	559	176.3	24,078	192.8	5,115	153.1	5,399,031	113.1	224.2
17	54	658	207.6	25,812	206.7	5,620	168.2	5,004,175	104.8	193.9
26	66	613	193.4	21,509	172.3	3,576	107.0	5,213,274	109.2	242.4
27	62	616	193.4	16,732	172.3	3,117	107.6	5,375,053	109.2	321.2
28	60	630	194.3	14,768	134.0	2,802	93.3	5,124,966	112.6	347.0
29	58	671	211.7	15,197	121.7	2,880	86.2	5,575,354	116.8	366.9
30	57	670	211.4	15,217	121.9	2,781	83.2	5,735,399	120.2	376.9
令1	56	632	199.4	11,652	93.3	2,549	76.3	4,656,887	97.6	399.7

(注1) 平成18年度までは事業者数には廃止代替事業者も含む。

(注2) 平成18年度までは貸切と廃止代替の合計を集計し、平成19年度からは廃止代替は除く。

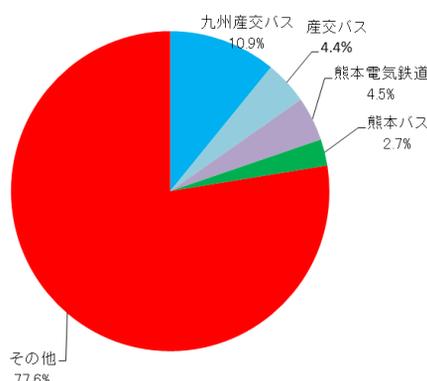
(注3) 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

○事業者別 輸送人員 令和2年3月現在

事業者別 輸送人員

(単位名：千人)

九州産交バス	278
産交バス	112
熊本電気鉄道	114
熊本バス	68
その他	1,977
合 計	2,549



③タクシー輸送

県内のタクシー事業者は、法人が155社2984両、個人327両(令和元年度末)である。各事業者の経営環境は、景気の低迷による利用者数の減少、燃料費の高騰など運行コストの上昇によりきわめて厳しい状況にある。

平成21年10月、タクシーに関する諸問題解決のため、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたことにより、熊本交通圏及び八代交通圏が「特定地域」に指定された。

各交通圏では平成21年11月に特定地域協議会を設置し、協議を重ね「地域計画」が策定された。これを踏まえ、各事業者は順次「特定事業計画」の認定を受けた。

また、認定特定事業計画に基づき、各事業者による自主的な取組みとして減休車が実施されたことで供給輸送力が抑えられる一方、乗務員の利用者への接遇改善に係る指導教育の実施等による新規需要開拓が進められた結果、特に熊本交通圏においては、1車当たりの稼働が上昇するとともに日車營收の改善が図られてきた。

しかしながら、全国的には長引く不況の影響もあり、認定特定事業計画に基づく事業者の自主的な取組みに関して一定の効果はあったものの、十分なものではなかったことから、平成26年1月には特別措置法が改正され、熊本・八代両交通圏が新制度の「準特定地域」に指定され、その後平成27年6月に熊本交通圏は「特定地域」に指定されることになった。

なお、改正特別措置法では、供給輸送力が過剰であるおそれがある地域を「準特定地域」、供給輸送力が過剰となっている地域を「特定地域」と定義付けの上、程度の差はあるものの、参入抑制を図るとともに、「特定地域」、「準特定地域」のいずれにおいても、過度な競争の予防による適正運賃の確実な収受を目的として、従来の認可運賃制度に替えて公定幅運賃制度が導入されている。

まず、「準特定地域」では協議会において新規需要開拓を目的とした準特定地域計画を策定するとともに、各事業者では活性化事業計画を作成の上、新規需要開拓に取り組むことになっている反面、新規参入や増車等に関しては供給過剰にならないか審査の上、それぞれ許可または認可することになっている。

次に、「特定地域」では協議会において特定地域計画を策定し、国の認可を受けた上で、各事業者では事業者計画を作成し、地域計画と同様に国の認可を受けた上で、減車や営業方法の制限等による供給輸送力の削減に取り組むこととなっているため、新規参入や増車等に関しては禁止されている。

熊本交通圏においては、事業者計画による減車や営業方法の制限、活性化事業計画への各事業者の取組により、日車營收等の改善が見られたため、平成31年4月1日をもって特定地域の指定が解除されることとなった。

最後に、県内の地方部、特に中山間地域においては、自家用自動車の普及や少子高齢化、人口の流出等による過疎化の進行などによって乗合バス路線の撤退が相次いでおり、その後の地域公共交通の確保が喫緊の課題となっている。関係自治体・事業者等では、地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、その手段の一つとして、タクシー事業者の協力のもと、各地で乗合タクシーの運行が行われるようになっている。

また、要介護者や身体障害者等、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、ドアツードアの移動を提供する福祉タクシーのサービス拡充も図られており、これらの輸送に限定した事業においては、最低車両数等の許可基準が緩和されているため、新規事業者の参入も相次いでいる。

○タクシー事業における輸送実績の推移

	55	60	平2	13	24	25	26	27	28	29	30	令1
事業者数	192	192	191	192	178	176	173	169	164	163	163	155
(個人)	(531)	(536)	(526)	(514)	(426)	(418)	(404)	(383)	(374)	(359)	(343)	(327)
車両数	4,550	4,557	4,534	4,388	3,783	3,739	3,704	3,647	3,531	3,525	3,393	3,311
延実働日車数	1,481	1,500	1,428	1,304	1,036	1,006	962	825	865	813	786	746
(千輛)	(100)	(101)	(96)	(88)	(70)	(68)	(65)	(56)	(58)	(55)	(53)	(50)
総走行料	342,108	300,454	299,054	204,089	140,332	137,394	129,693	116,400	122,645	117,792	115,305	99,917
(千料)	(100)	(88)	(87)	(60)	(41)	(40)	(38)	(34)	(36)	(34)	(34)	(29)
輸送人員	55,025	46,976	49,127	32,094	19,679	19,217	18,166	17,129	17,381	17,376	16,375	15,158
(千人)	(100)	(85)	(89)	(58)	(36)	(35)	(33)	(31)	(32)	(32)	(30)	(28)
営業収入	28,931	30,337	33,958	24,869	17,994	17,772	17,035	16,027	18,454	16,971	16,375	14,907
(百万円)	(100)	(105)	(117)	(86)	(62)	(61)	(59)	(55)	(64)	(59)	(57)	(52)

(注) 1. 事業者数欄の()数は1人1車制個人タクシー事業者を別書したもの。

2. 他の()数は昭和55年度を100とした指数(小数点第一位を四捨五入)。

3. 事業者数及び車両数は年度末現在数である(福祉輸送限定事業者及び特種車両を除く)。

○市群別タクシー事業者数・車両数及び一車当人口

令和2年3月31日現在

市 郡 別		人口（千人）	事業者数	車両数（両）	一車当人口（人）
熊 本 県		1,738	168 (327)	2,984	582
市	熊 本	738	50 (286)	1,622	455
	荒 尾	51	4	54	944
	山 鹿	49	6	65	754
	玉 名	64	3	72	889
	菊 池	46	4	43	1,070
	八 代	123	8	214	575
	宇 土	36	3	35	1,029
	水 俣	24	4	67	358
	人 吉	32	1	61	525
	天 草	76	20	148	514
	上天草	24	7	29	828
	宇 城	57	7	58	983
	合 志	62	3 (8)	45	1,378
	阿 蘇	25	4	31	806
市部合計		1,407	124 (294)	2,544	553
郡	葦 北	20	2	14	1,429
	阿 蘇	34	7	48	708
	天 草	7	1	7	1,000
	上益城	82	10 (21)	128	641
	玉 名	39	6	41	951
	菊 池	78	6 (12)	125	624
	球 磨	51	8	56	911
	下益城	9	3	16	563
	八 代	11	1	5	2,200
郡部合計		331	44 (33)	440	752

(注)

1. 事業者数欄の（ ）数は、個人タクシー事業者を別書。
2. 事業者数の熊本県は実数、市郡部別は他市郡に営業所を設置している場合重複計上。
3. 福祉輸送限定事業者及び特種車両は除く。
4. 人口は平成30年10月1日現在（資料：熊本県HP「平成29年 熊本県の人口と世帯数」より引用）

○福祉輸送限定車両保有事業者数

令和2年3月31日現在

		事業者数	車両数(両)	
熊本県		172	287	
市部	熊本	67	119	
	荒尾	7	12	
	山鹿	9	17	
	玉名	9	11	
	菊池	8	9	
	八代	11	25	
	宇城	10	25	
	宇土	4	5	
	水俣	5	9	
	人吉	6	12	
	阿蘇	3	4	
	合志	5	5	
	天草	8	12	
	上天草	0	0	
	市部合計		152	265

		事業者数	車両数(両)
郡部	葦北	3	4
	阿蘇	1	1
	天草	0	0
	上益城	2	3
	菊池	5	5
	球磨	7	7
	下益城	1	1
	玉名	1	1
	八代	0	0
郡部合計		20	22

(注) 172事業者中、福祉輸送限定事業者は121事業者。

○規模別事業者数

令和2年3月31日現在

当該事業用車両数規模別事業者数						
合計	1人1車制 個人タクシー	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上
482	327	65	58	22	8	2

従業員数規模別事業者数							
合計	1人1車制 個人タクシー	10人 まで	30人 まで	50人 まで	100人 まで	300人 まで	301人 以上
482	327	56	53	24	17	5	0

資本金規模別事業者数								
合計	1人1車 制個人 タクシー	法 人						
		個人 企業	500万円 まで	1,000万円 まで	3,000万円 まで	5,000万円 まで	1億円 まで	1億円 以上
482	327	6	89	46	9	4	1	0

(2) 自家用有償旅客運送の概況

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、バス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、地域の足を確保する重要性にかんがみ、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可が行われてきたところであるが、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また今後、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送は、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になると考えられる。

このため、こうした運送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、平成18年10月の道路運送法改正において、法律上の位置付けが明確化され、具体的には、実際の運行形態を踏まえて、新たに登録制度が創設された。

なお、対象となる運送形態としては、具体的に以下の2種類を定めている。

- 交通空白地有償運送
- 福祉有償運送

○自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移

1. 市町村運営有償運送

[交通空白輸送]

年 度	登録者数	車両数	走行キロ	輸送人員	運送収入
		(両)	(キロ)	(人)	(千円)
H25	4	42	511,652	50,326	10,212
H26	4	46	638,854	52,845	9,872
H27	3	42	460,924	38,210	7,828
H28	3	41	434,310	29,641	6,248
H29	3	41	445,454	27,295	5,894
H30	3	43	444,285	28,566	6,040
R1	3	54	454,308	25,715	6,031

[市町村福祉輸送]

年 度	登録者数	車両数	走行キロ	輸送人員	運送収入
		(両)	(キロ)	(人)	(千円)
H25	11	34	97,813	3,104	3,906
H26	10	31	92,501	2,846	3,548
H27	10	31	82,848	4,289	3,173
H28	10	33	88,928	4,029	3,401
H29	10	31	87,267	4,123	3,331
H30	10	34	82,584	3,866	5,933
R1	10	36	81,742	3,493	2,549

2. 公共交通空白地有償運送（登録者なし）

年 度	登録者数	車両数	走行キロ	輸送回数	運送収入
		(両)	(キロ)	(人)	(千円)
H25	0	0	0	0	0
H26	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0

3. 福祉有償運送

年 度	登録者数	車両数	走行キロ	輸送回数	運送収入
		(両)	(キロ)	(人)	(千円)
H25	20	70	147,971	14,252	14,270
H26	21	80	175,930	16,532	16,838
H27	19	79	175,296	23,001	18,207
H28	19	83	212,511	13,596	18,303
H29	22	81	168,814	14,256	17,123
H30	20	75	162,917	12,527	16,497
R1	20	77	165,164	13,016	15,259

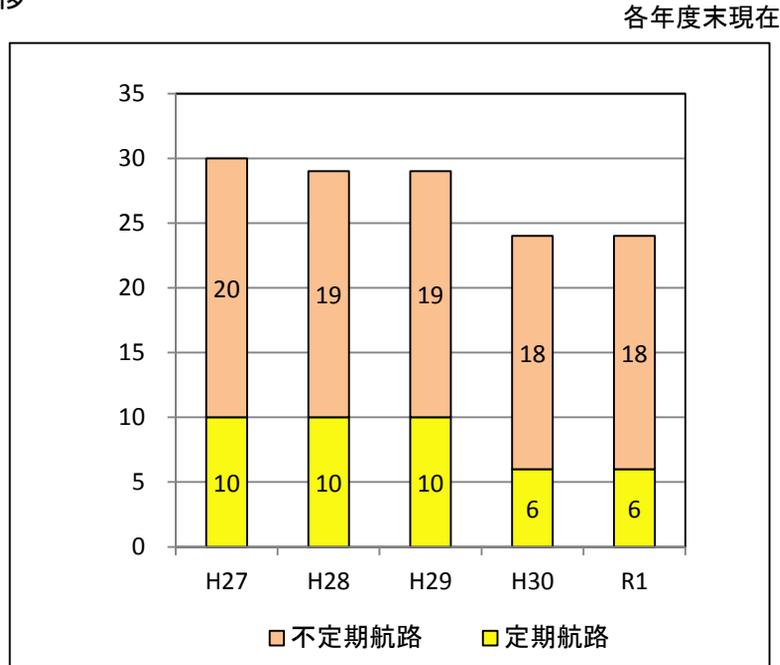
※各年度末現在

(3) 旅客船輸送の概況

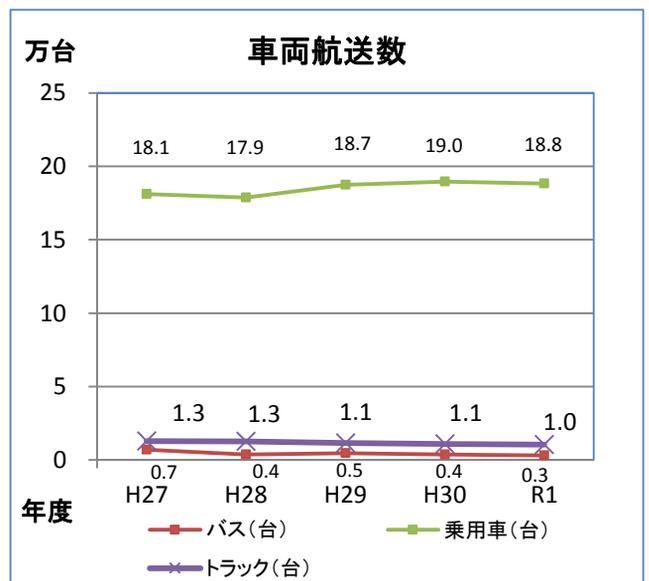
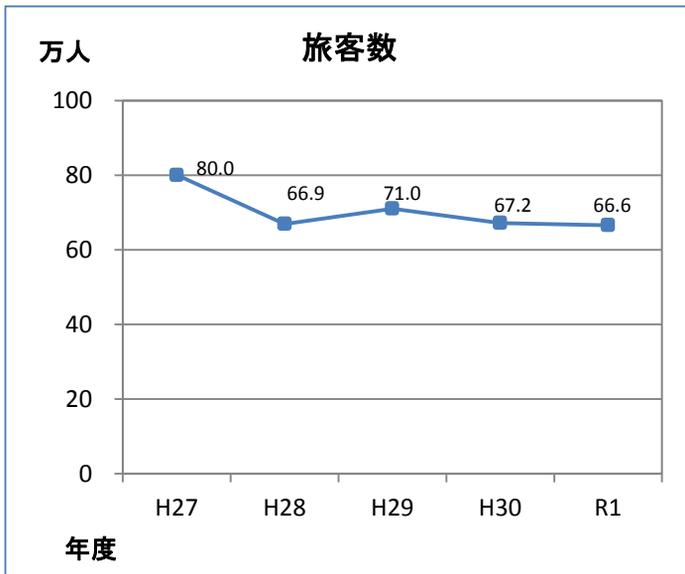
県内の旅客航路事業者は、令和元年度末現在、一般旅客定期航路事業者が6事業者10航路、旅客不定期航路事業者が18事業者22航路、合計24事業者(実事業者20)32航路である。

一般旅客定期航路事業は、短距離航路が多いのが特徴であり、島原半島、鹿児島県北西部、天草の離島を結ぶ重要な航路である。また、旅客不定期航路事業は、主に天草諸島の遊覧やイルカウォッチングの観光航路である。平成28年度、熊本地震の影響により大きく落ち込んだ旅客及びバスの輸送実績が未だ回復していない。

○旅客船事業数の推移



○旅客定期航路事業の輸送実績の推移



年度	旅客(人)	バス(台)	乗用車(台)	トラック(台)	その他(台)
H27	800,471	7,013	181,110	12,809	3,202
H28	669,278	3,712	178,723	12,532	2,644
H29	710,478	4,530	187,311	11,494	3,026
H30	672,008	3,679	189,516	10,944	3,174
R1	665,989	3,119	188,331	10,418	3,001

3. 物流関係業務の概況

(1) 貨物自動車輸送の概況

①トラック輸送の現況

トラック輸送は、国内貨物輸送量の9割を占め、日々の暮らしや経済を支える我が国の社会活動において欠かせない国民生活の基礎となっている。

一方、荷主企業や消費者のニーズが多様化・高度化するなか、常態化する人手不足や長時間労働の是正に向けた対応に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取り組み等、数多くの課題を抱える状況が続いている。

このようななか、平成27年度には「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」が発足され、各県で運転手の労働環境改善のための実証実験が行われるとともに、その実験結果をガイドラインとして横展開を図ることで、長時間労働の抑制、取引環境の改善等に取り組んでいる。

また、平成29年度には標準貨物自動車運送約款が改正され、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を收受できる環境を整えるとともに、より一層の浸透を図る目的でセミナーや説明会を開催し、荷主企業等に対する理解・協力を求めている。

加えて、平成30年度には「貨物自動車運送事業法」が改正された。この改正は、国内の物流を支える貨物運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、令和6年度より自動車運送業に適用となる時間外労働の上限規制（働き方改革関連）等を考慮し、その担い手である運転者不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善することを主たる目的としている。

令和元年度の「貨物自動車運送事業法」改正では、荷主対策の深度化が図られ、荷主に対する貨物自動車運送事業者の法令遵守に関する配慮義務や荷主勧告を行った場合にその旨を公表することなどが明記された。また、令和5年度末までの時限措置として、荷主が貨物自動車運送事業者の違反行為についてその原因行為をしている疑いのある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行うなど、荷主の理解や協力を得て、貨物自動車運送事業者の法令遵守の確保や運転者の働き方改革に取り組んでいる。

さらに、貨物自動車運送事業安全性評価制度（Gマーク制度）や安全マネジメントの推進など輸送の安全対策に取り組むとともに、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対しては、集中的な監査と厳格な行政処分を実行するといった措置を講じている。

今後のトラック輸送には、多様化する利用者のニーズを把握し、良質な輸送サービスを提供するとともに、環境に配慮した効率的な事業経営及び事故防止を含めた輸送の安全をより一層重視して、社会の信頼に応えることが期待されている。

○県内規模別事業者数(令和2年3月末現在)

イ 資本金規模別事業者数

種別	合計	50万 まで	100万 まで	200万 まで	300万 まで	500万 まで	1千万 まで	3千万 まで	5千万 まで	1億 まで	1億超	その他
一般	651	18	11	8	173	84	177	99	20	10	2	49
特積	11	0	0	0	0	0	0	3	2	4	2	0
霊柩	129	1	1	2	29	25	16	8	2	1	8	36
特定	7	0	0	0	0	2	1	1	2	0	0	1

※ 個人・公営

ロ 従業員規模別事業者数

種別	合計	10人 まで	20人 まで	30人 まで	50人 まで	70人 まで	100人 まで	200人 まで	300人 まで	1000人 まで	1000人 超
一般	651	233	239	79	60	26	6	8	0	0	0
特積	11	0	0	0	1	4	3	0	1	1	1
霊柩	129	125	3	0	1	0	0	0	0	0	0
特定	7	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0

ハ 保有車両別事業者数

種別	合計	5両 まで	10両 まで	15両 まで	20両 まで	30両 まで	50両 まで	100両 まで	200両 まで	500両 まで	500両 超	県内全 車両数
一般	651	213	175	89	39	50	42	32	10	1	0	13,851
特積	11	0	0	0	0	0	3	4	2	1	1	84
霊柩	129	125	2	0	1	0	0	1	0	0	0	269
特定	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	27

※ 特積事業者の車両数は運行車のみで計上

② 霊柩自動車運送事業の現況

霊柩自動車運送事業は、一般の貨物運送とは異なり、「遺体の搬送」という特殊な分野の運送であり、葬祭業と密接な関連があることから、他のトラック運送事業とは事業の形態を異にしている。また、葬祭業の経営上、霊柩車の保有が顧客確保につながるため、葬祭業を兼ねる事業者が多いが、霊柩自動車運送事業に係る運賃収入は少なく、その経営基盤は脆弱なものとなっている。
物流二法の制定以後、一般貨物（霊柩）は、新規事業者、車両数とも増加しており、市場競争の激化の中、厳しい事業環境で推移している。

県内霊柩自動車運送事業者の車両数 令和2年3月末現在

許可事業者数	車両数
129	269

軽霊柩事業者数	車両数
70	78

③ 熊本地区共同輸送株式会社（愛称：グリーンネット）の概要

平成10年3月、学識経験者、トラック運送事業者、関係行政機関等で構成された「熊本市街地区物流対策推進協議会」から、「熊本市街地区における物流円滑化等のための方策として、特別積み合わせ事業者全員参加型の共同集配システムの事業化を図ることが必要である。」との提言が行われたことから、熊本市内に営業所を持つトラック運送事業者20社、地元金融機関2社の共同出資により、熊本地区共同輸送（株）が平成11年8月に設立された。

* 熊本地区共同輸送の事業概要（現状）

- ・所在地 熊本市南区流通団地2丁目16番
- ・出資者 トラック運送事業者17社、地元金融機関2社
- ・設立年月日 平成11年 8月31日
- ・事業開始年月日 平成11年10月 1日
- ・集配対象地域 熊本市中心市街地
- ・使用車両 全て2t車6台（CNG車（天然ガス）4台、軽油車2台）
自社保有のみを記載そのほかに備車車両が5台
（うちCNG1両）あるとのこと。

* 熊本地区共同輸送の取扱い個数の推移

区分	年度								令1
	平24	25	26	27	28	29	30		
取 扱 個 数	545,927	546,508	525,455	547,302	498,336	638,092	589,669	488,318	
月平均取扱個数	45,494	45,542	43,787	45,608	45,303	53,174	49,139	40,693	
参加事業者数	19	19	19	19	19	19	19	20	

* 事業円滑化に向けた取り組み

共同集配システムの円滑な運営を確立し地域への貢献を促進するために、運送事業者・荷主・地方自治体等関係行政機関が一体となって積極的に取り組んでいる。また、懸案であった集配のための駐車スペースが平成19年9月より熊本市街地の集配重点対象地域3カ所に9台分のトラックベイ（貨物専用駐車スペース）が設置された。

④大型貨物自動車(ダンプカー)の現況

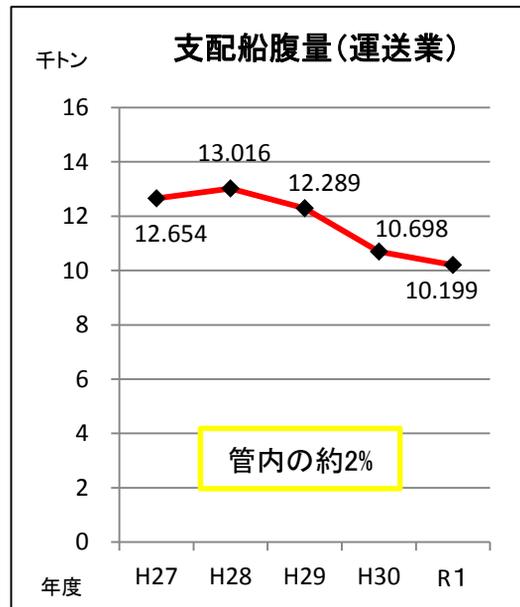
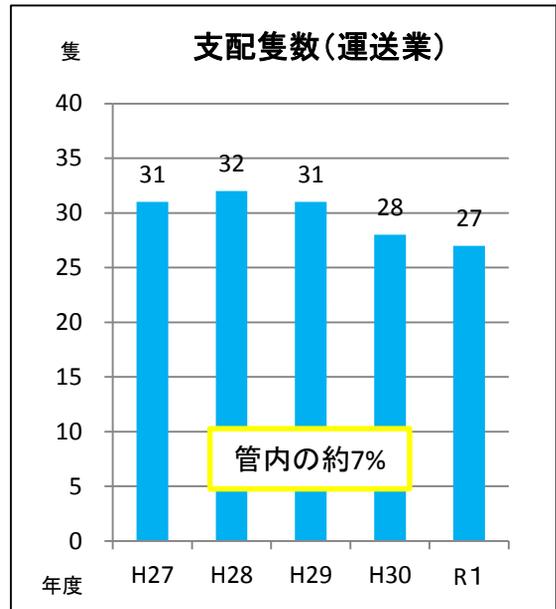
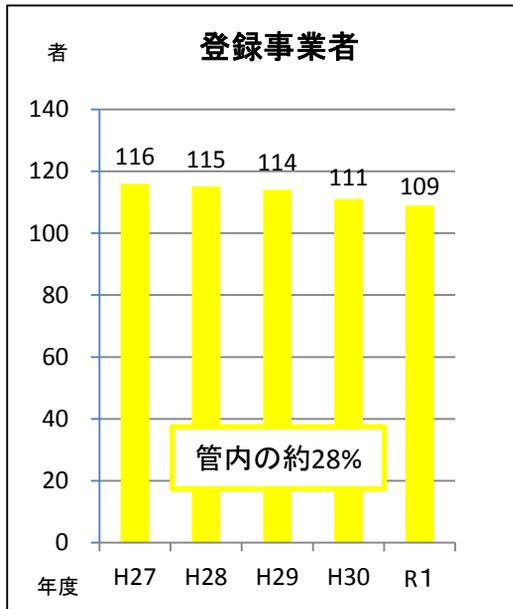
ダンプ規制法による届出使用者数及び車両数の推移

業 種 別	年 別	55年	60年	平2年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令1年
		自動車運送事業	使用者数 (車両数)	103 (440)	109 (571)	109 (753)	270 (1,325)	245 (1,278)	240 (1,217)	239 (1,268)	242 (1,333)	242 (1,305)	242 (1,358)	248 (1,446)
採石業	使用者数 (車両数)	10 (11)	37 (75)	43 (117)	31 (68)	31 (65)	31 (61)	31 (63)	30 (66)	30 (70)	30 (70)	29 (70)	31 (65)	31 (62)
砕石業	使用者数 (車両数)	89 (236)	48 (123)	23 (59)	5 (7)	5 (7)	5 (8)	5 (8)	5 (5)	5 (6)	5 (6)	5 (6)	7 (11)	7 (10)
砂利採取業	使用者数 (車両数)	18 (24)	18 (34)	22 (43)	5 (7)	4 (6)	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3 (6)	3 (6)	4 (8)	5 (7)
砂利販売業	使用者数 (車両数)	813 (1,375)	608 (958)	704 (1,166)	310 (430)	309 (437)	272 (368)	277 (378)	280 (392)	284 (402)	294 (434)	327 (489)	343 (540)	355 (556)
建設業	使用者数 (車両数)	555 (927)	356 (581)	355 (707)	206 (317)	207 (324)	197 (302)	200 (327)	205 (354)	214 (379)	234 (431)	258 (491)	274 (510)	274 (514)
その他	使用者数 (車両数)	66 (117)	23 (40)	28 (42)	45 (67)	50 (74)	53 (87)	57 (90)	59 (92)	59 (89)	62 (95)	70 (145)	74 (170)	77 (174)
計	使用者数 (車両数)	1,654 (3,130)	1,199 (2,382)	1,284 (2,887)	872 (2,221)	851 (2,191)	801 (2,048)	812 (2,139)	824 (2,247)	837 (2,256)	870 (2,400)	940 (2,653)	986 (2,801)	1001 (2,802)

(2)内航海運事業の概況

県内の内航海運事業者数の推移は下表のとおりで、令和2年3月末の登録事業者数は管内で最も多い109事業者（運送業16者、船舶貸渡業93者）である。支配隻数は管内の約7%だが、所有隻数で見ると約20%と管内で最も多い。

特徴としては、個人事業者を含めた資本金1千万円未満の事業者が約7割を占めており、その多くが上天草市（大矢野町、松島町、龍ヶ岳町）、宇城市（三角町）に集中し、主に、関門、瀬戸内、関西地区など県外の海域で稼働している。



(注) 休止事業者を除いた事業者数

(3) 港湾運送事業の概況

○港湾運送と荷役実績について

県内の港湾運送事業法の指定港湾は、三角港、八代港、水俣港の3港で、令和元年度末現在、事業者数は11社である。

3港の令和元年度の港湾荷役実績は291.2万トンで、対前年度比5.3%(14.7万トン)の増加であった。令和元年度の実績で、飼・肥料の輸入が好調で増加となった。

各港の主要取扱貨物として、三角港は金属くず、八代港はコンテナ・穀物、水俣港は化学肥料・原木である。八代港においては、外航コンテナ航路の誘致が活発である。



三角港

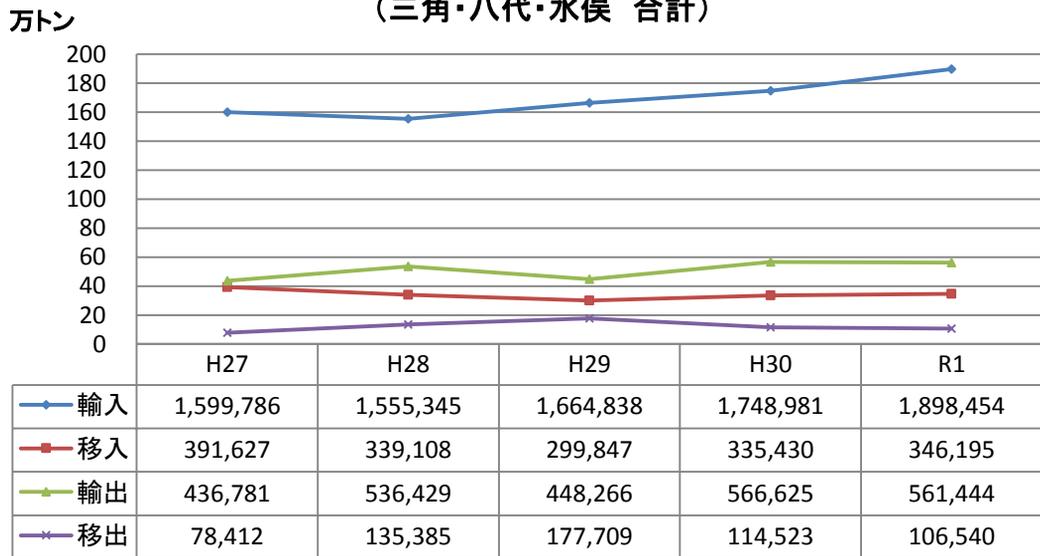


八代港

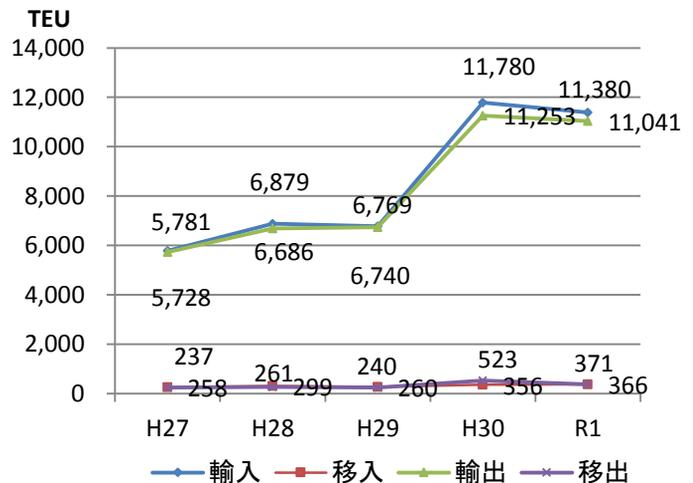


水俣港

管内指定港湾取扱実績 (三角・八代・水俣 合計)



八代港コンテナターミナルと蔵置状況



(4) 倉庫業の概況

① 普通倉庫受寄物年間入庫高の推移

単位：トン

品目 \ 年度	H15	20	25	29	30	R1	前年度比(%)
農水産品	556,352	555,076	498,336	579,346	512,918	524,308	102
金属属	190,923	342,155	224,480	0	48	304	633
金属製品機械	23,035	18,008	20,630	26,002	35,179	37,183	106
窯業品	0	481	1,316	0	0	0	-
化学工業品	48,919	71,733	89,398	91,678	101,664	104,706	103
紙パルプ	125,853	207,198	225,273	226,949	151,032	185,352	123
繊維工業品	727	780	5,263	7,975	20,764	18,755	90
食料工業品	213,099	241,237	162,584	214,747	195,439	216,999	111
雑工業品	21,874	13,908	34,285	71,311	78,621	79,336	101
雑品	237,728	171,369	150,425	204,663	198,303	209,879	106
合計	1,418,510	1,621,945	1,411,990	1,422,671	1,293,968	1,376,822	106

② 普通倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

品目 \ 年度	H15	20	25	29	30	R1	前年度比(%)
農水産品	121,917	106,469	110,634	94,961	91,356	92,921	102
金属属	15,184	32,980	19,806	0	51	86	169
金属製品機械	4,838	3,393	3,649	3,214	3,837	3,661	95
窯業品	0	188	225	0	0	0	-
化学工業品	5,520	9,468	14,598	10,123	12,925	13,662	106
紙パルプ	9,291	15,536	17,465	20,791	13,232	13,614	103
繊維工業品	109	93	776	826	1,165	1,124	96
食料工業品	14,982	12,632	9,168	9,080	10,218	11,349	111
雑工業品	4,532	4,450	4,578	6,644	6,119	7,722	126
雑品	24,431	23,145	15,953	23,254	22,233	21,124	95
合計	200,804	208,354	196,852	168,893	161,136	165,263	103

③ 冷蔵倉庫受寄物年間入庫高の推移

品目 \ 年度	H15	20	25	29	30	R1	前年度比(%)
生鮮水産物	2,882	2,761	1,900	2,268	1,875	1,713	91
冷凍水産物	19,333	22,441	14,129	15,283	12,797	13,626	106
塩干水産物	10,240	13,798	9,360	9,030	8,561	8,052	94
水産加工品	3,806	3,562	1,642	2,117	1,417	1,337	94
畜産物	21,161	13,237	11,273	11,206	11,809	10,019	85
畜産加工品	3,083	5,693	5,003	16,747	15,038	16,257	108
農産物	8,706	6,294	9,404	9,811	10,937	10,433	95
農産加工品	13,362	12,500	16,165	11,239	10,282	9,924	97
冷凍食品	21,524	16,420	12,347	11,703	8,715	9,279	106
その他	1,859	5,529	12,018	18,936	15,852	16,155	102
合計	105,956	102,235	93,241	108,340	97,283	96,795	99

④ 冷蔵倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

品目 \ 年度	H15	20	25	29	30	R1	前年度比(%)
生鮮水産物	20	15	37	17	16	9	94
冷凍水産物	3,341	4,722	3,222	5,492	3,716	3,693	68
塩干水産物	1,300	3,883	2,615	2,208	2,838	2,783	129
水産加工品	344	349	122	185	305	196	165
畜産物	2,614	1,127	1,133	1,083	1,066	1,167	98
畜産加工品	638	860	1,056	1,703	1,928	2,437	113
農産物	2,715	2,288	1,877	2,182	2,264	2,770	104
農産加工品	3,894	5,796	6,841	5,094	3,570	4,061	70
冷凍食品	1,490	1,452	927	1,206	950	766	79
その他	659	421	383	589	490	440	83
合計	17,015	20,913	18,213	19,759	17,143	18,322	87

4. その他輸送関係事業の概況

(1) レンタカー事業

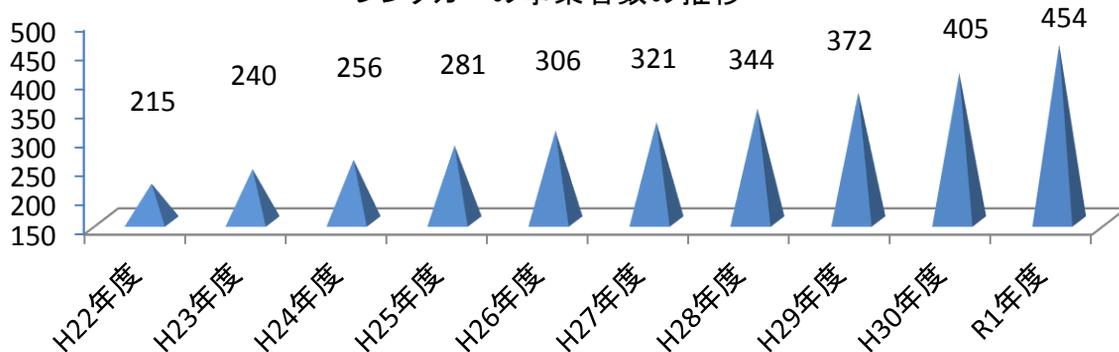
熊本県においては、平成31年3月末現在、188事業者、9,889両で、乗用車49.2%、貨物車42.8%、マイクロバス0.9%、特殊用途車6.5%、二輪車0.4%となっており、車両数は全国・県内とも増加傾向にある。

レンタカー事業は、従来のレジャー主体の利用から各種の業務用等への利用が増大し、鉄道・バスなどの公共交通機関とマイカーに代表される私的交通機関の中間を担う、第三の交通機関として見直されている。

特に、当該事業は平成23年3月12日の九州新幹線全線開業以降、観光客等に対応するため、乗捨て料金無料等のサービスを開始するなど活性化しており、新規許可及び増車届出件数の増加が見られるところである。

今後は、産業活動や国民生活の変化に伴う利用者ニーズに対応するため、サポートセンターの拡充、宅配サービスなどのニューサービスの導入、高齢化社会や環境問題に対応した福祉車両や低公害車の導入等を促進し、便利で安全性の高い事業の展開が求められている。

レンタカーの事業者数の推移



(2) 自動車運転代行業

自動車運転代行業は、昭和50年代前半から自動車を利用したニューサービス産業として登場した。飲酒した者等に代わって「自動車を運転する役務を提供する事業」として飲酒運転の防止等に一定の役割を果たし、移動手段として自家用自動車が大きな地位を占める地方都市を中心に発達した事業である。

一方では、交通事故の多発、損害賠償保険の未加入、不適正業者による不明瞭な料金設定等の問題点が指摘され、その業務の適正な運営が課題とされてきた。

このような問題に対処するため、平成13年6月には国土交通省と警察庁において、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全と利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償保険や第二種運転免許取得の義務付けを柱とする「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」が制定され、平成14年6月から施行になり、平成16年6月からは二種免許の義務付けが実施された。

同法の施行後5年間の施行状況の検討結果を踏まえ、飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用環境改善のため「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」が平成20年2月7日に取りまとめられ、これにより同年10月1日をもって、代行運転自動車（顧客の自動車）に係る車両保険・車両共済について自動車運転代行業法第12条に規定する自動車運転代行業を実施する際の損害賠償措置としてその義務付けが行われた。

さらに、平成24年3月29日に警察庁及び国交省で取りまとめられた「安全安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、利用者便利と事業秩序の更なる向上を目的とした施策として、行政処分の公表制度・領収書発行について標準約款に規程・料金概算額の説明の明確化・白タク行為の行政処分強化・随伴車両のペイント義務化が、平成24年度に実施された。

自動車運転代行業者には、同法に添った運転代行業の適正・健全な事業運営が求められる。

平成27年1月末の熊本県内の県公安委員会認定事業者は358事業者である。

熊本運輸支局としても熊本県警と連携し、事業者に対し講習を行うとともに立ち入り監査及び街頭取締等を実施し、事業の適正化に取り組んでいる。

なお、平成26年5月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる、第4次分権一括法が成立されたことにより、平成27年4月1日から国土交通省が所管していた事務・権限を都道府県に委譲された。

5. 自動車登録の概況

【登録の目的】

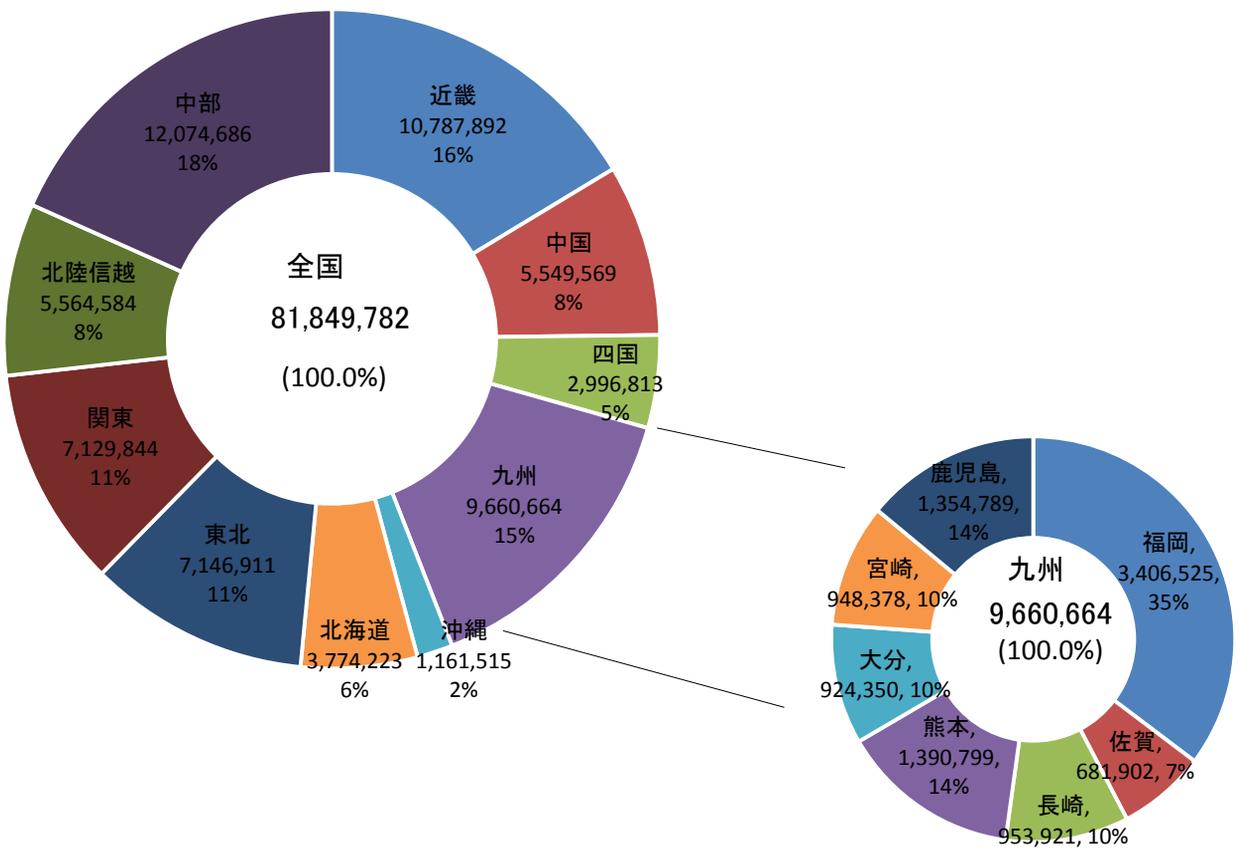
自動車の登録制度は、「所有権の公証により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなる。

【保有車両数の動向】

当県における保有車両数は、昭和30年には1.9万台(0.7万台)であったが、昭和35年頃から急激に増加し昭和60年には39倍の76.4万台(22.6万台)、平成19年には68倍の130万台を超え、最近数年間は横ばいで推移しており、令和2年3月末現在では139.0万台(65.8万台)となっている。全国で見ると令和2年3月末現在の保有車両数は8,184万台であり、下図に示すとおり、当県は全国の1.7%を占め、また、九州管内においては、九州7県のうち福岡県に次ぐ保有車両数となっている。なお、現在、軽自動車の割合が増加しており、二輪を除く保有自動車数のうち、48.6%は軽自動車が占めている。

(注) () 内は内数で軽自動車保有車両数

全国及び九州の保有車両数（令和2年3月末現在）



※ () 内は全国比率

都道府県別・車種別自動車保有台数(軽自動車、軽二輪含む)

※自動車検査登録情報協会のHPより データ入手

令和2年3月末現在

局	車種		乗用車	貨物車	乗合車	特種(殊)車	二輪車	合計	管内比	全国比
	運輸支局									
北海道	札幌	幌	1,329,729	248,461	6,616	62,639	75,119	1,722,564	45.6%	2.1%
	函館	館	241,042	54,470	1,097	10,339	9,295	316,243	8.4%	0.4%
	旭川	川	360,499	94,979	1,950	21,175	20,212	498,815	13.2%	0.6%
	室蘭	蘭	275,335	79,092	1,514	12,773	13,840	382,554	10.1%	0.5%
	釧路	路	195,324	56,016	791	13,267	8,096	273,494	7.2%	0.3%
	帯広	広	226,261	69,698	917	17,280	10,035	324,191	8.6%	0.4%
	北見	見	176,632	56,347	870	12,981	9,532	256,362	6.8%	0.3%
	計	2,804,822	659,063	13,755	150,454	146,129	3,774,223	100.0%	4.6%	
東北	青森	森	728,824	213,016	3,768	31,928	25,652	1,003,188	14.1%	1.2%
	岩手	手	741,571	225,484	3,506	26,545	32,047	1,029,153	14.4%	1.3%
	宮城	城	1,299,258	296,342	4,873	35,643	67,637	1,703,753	23.9%	2.1%
	秋田	田	589,568	171,304	2,248	23,161	21,567	807,848	11.3%	1.0%
	山形	形	693,826	185,557	2,522	23,680	26,250	931,835	13.1%	1.1%
	福島	島	1,222,910	328,045	5,098	36,011	62,003	1,654,067	23.2%	2.0%
	計	5,275,957	1,419,748	22,015	176,968	235,156	7,129,844	100.0%	8.7%	
関東	茨城	城	1,988,688	482,364	6,992	49,244	93,357	2,620,645	11.3%	3.2%
	栃木	木	1,341,256	287,057	4,557	30,760	72,090	1,735,720	7.5%	2.1%
	群馬	馬	1,382,128	317,240	3,889	32,580	66,787	1,802,624	7.8%	2.2%
	埼玉	玉	3,217,304	627,152	10,323	84,606	202,356	4,141,741	17.9%	5.1%
	千葉	葉	2,824,042	605,083	12,001	80,552	143,922	3,665,600	15.8%	4.5%
	東京	京	3,145,072	672,282	16,628	103,840	471,975	4,409,797	19.0%	5.4%
	神奈川	川	3,054,361	558,250	11,961	86,141	302,288	4,013,001	17.3%	4.9%
	山梨	梨	558,474	152,896	2,160	15,965	31,369	760,864	3.3%	0.9%
		計	17,511,325	3,702,324	68,511	483,688	1,384,144	23,149,992	100.0%	28.3%
北陸信越	新潟	潟	1,392,788	338,609	5,941	45,991	58,244	1,841,573	33.1%	2.2%
	富山	山	710,418	146,697	2,021	20,035	22,020	901,191	16.2%	1.1%
	石川	川	727,153	145,347	2,724	18,892	22,109	916,225	16.5%	1.1%
	長野	野	1,379,509	415,927	5,348	37,192	67,619	1,905,595	34.2%	2.3%
	計	4,209,868	1,046,580	16,034	122,110	169,992	5,564,584	100.0%	6.8%	
中部	福井	井	513,835	122,829	1,871	16,009	15,828	670,372	5.6%	0.8%
	岐阜	阜	1,302,175	294,884	4,442	32,726	52,631	1,686,858	14.0%	2.1%
	静岡	岡	2,228,131	482,489	6,340	47,210	132,028	2,896,198	24.0%	3.5%
	愛知	知	4,206,978	774,736	10,553	91,677	214,620	5,298,564	43.9%	6.5%
	三重	重	1,162,951	274,980	3,392	28,775	52,596	1,522,694	12.6%	1.9%
	計	9,414,070	1,949,918	26,598	216,397	467,703	12,074,686	100.0%	14.8%	
近畿	滋賀	賀	808,088	175,424	2,682	18,312	38,266	1,042,772	9.7%	1.3%
	京都	都	1,006,090	234,885	4,801	28,613	62,975	1,337,364	12.4%	1.6%
	大阪	阪	2,789,692	661,502	11,045	85,182	236,501	3,783,922	35.1%	4.6%
	奈良	良	652,417	133,493	2,159	14,584	31,941	834,594	7.7%	1.0%
	和歌山	山	543,830	160,811	1,666	16,022	32,758	755,087	7.0%	0.9%
	兵庫	庫	2,317,948	487,490	7,986	63,317	157,412	3,034,153	28.1%	3.7%
	計	8,118,065	1,853,605	30,339	226,030	559,853	10,787,892	100.0%	13.2%	
中国	鳥取	取	346,551	99,091	1,205	9,664	10,461	466,972	8.4%	0.6%
	島根	根	410,056	117,874	1,740	12,032	12,216	553,918	10.0%	0.7%
	岡山	山	1,164,802	295,219	3,081	31,686	52,456	1,547,244	27.9%	1.9%
	広島	島	1,465,193	321,197	5,181	39,103	78,604	1,909,278	34.4%	2.3%
	山口	口	822,423	194,438	2,496	19,816	32,984	1,072,157	19.3%	1.3%
	計	4,209,025	1,027,819	13,703	112,301	186,721	5,549,569	100.0%	6.8%	
四国	徳島	島	457,783	129,268	1,582	11,771	18,505	618,909	20.7%	0.8%
	香川	川	592,958	152,002	1,764	15,962	28,240	790,926	26.4%	1.0%
	愛媛	媛	747,441	217,097	2,238	21,890	35,598	1,024,264	34.2%	1.3%
	高知	知	397,917	129,495	1,330	12,111	21,861	562,714	18.8%	0.7%
	計	2,196,099	627,862	6,914	61,734	104,204	2,996,813	100.0%	3.7%	
九州	福岡	岡	2,619,042	569,977	10,504	63,403	143,599	3,406,525	35.3%	4.2%
	佐賀	賀	508,919	134,900	2,025	13,508	22,550	681,902	7.1%	0.8%
	長崎	崎	700,517	183,922	4,330	19,311	45,841	953,921	9.9%	1.2%
	熊本	本	1,039,171	281,302	3,725	28,514	38,087	1,390,799	14.4%	1.7%
	大分	分	695,245	182,166	2,348	17,317	27,274	924,350	9.6%	1.1%
	宮崎	崎	678,281	209,278	2,089	19,640	39,090	948,378	9.8%	1.2%
	鹿児島	島	957,106	311,655	4,347	33,328	48,353	1,354,789	14.0%	1.7%
	計	7,198,281	1,873,200	29,368	195,021	364,794	9,660,664	100.0%	11.8%	
沖縄	縄	871,074	207,015	3,814	21,399	58,213	1,161,515	100.0%	1.4%	
	合計	61,808,586	14,367,134	231,051	1,766,102	3,676,909	81,849,782			

熊本県における車種別保有自動車数の推移(各年3月末)

年	種別		乗合		乗用		特種(殊)		小二		軽四(含三)		軽二		合計	
	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数
S40	29,786	100.0	1,351	100.0	11,094	100.0	1,153	100.0	705	100.0	23,209	100.0	23,031	100.0	90,329	100.0
S41	36,530	122.6	1,553	115.0	15,458	139.3	1,332	115.5	769	109.1	43,554	187.7	12,742	55.3	111,938	123.9
S42	46,599	156.4	1,787	132.3	21,973	198.1	1,636	141.9	924	131.1	56,234	242.3	12,007	52.1	141,160	156.3
S43	59,369	199.3	1,967	145.6	30,774	277.4	1,902	165.0	1090	154.6	72,104	310.7	11,157	48.4	178,363	197.5
S44	72,149	242.2	2,204	163.1	42,306	381.3	2,329	202.0	1288	182.7	88,232	380.2	10,053	43.6	218,561	242.0
S45	78,409	263.2	2,380	176.2	52,915	477.0	2,877	249.5	1,588	225.2	103,264	444.9	9,136	39.7	250,569	277.4
S46	83,380	279.9	2,574	190.5	64,700	583.2	3,426	297.1	2,126	301.6	117,586	506.6	10,831	47.0	284,623	315.1
S47	89,453	300.3	2,669	197.6	80,898	729.2	4,174	362.0	2,832	401.7	129,575	558.3	8,561	37.2	318,162	352.2
S48	99,067	332.6	2,784	206.1	105,134	947.7	5,395	467.9	2,973	421.7	138,722	597.7	8,489	36.9	362,564	401.4
S49	104,810	351.9	2,907	215.2	130,713	1178.2	6,436	558.2	3,680	522.0	141,572	610.0	8,398	36.5	398,516	441.2
S50	111,471	374.2	2,994	221.6	160,523	1446.9	7,063	612.6	3,909	554.5	138,839	598.2	8,198	35.6	432,997	479.4
S51	118,308	397.2	3,075	227.6	195,364	1761.0	7,735	670.9	3,605	511.3	122,523	527.9	8,091	35.1	458,701	507.8
S52	125,585	421.6	3,159	233.8	225,055	2028.6	8,398	728.4	3,943	559.3	122,259	526.8	7,813	33.9	496,212	549.3
S53	130,544	438.3	3,194	236.4	254,947	2298.1	9,354	811.3	4,067	576.9	126,409	544.7	7,633	33.1	536,148	593.6
S54	136,589	458.6	3,222	238.5	289,661	2611.0	10,424	904.1	4,333	614.6	126,782	546.3	7,745	33.6	578,756	640.7
S55	140,428	471.5	3,221	238.4	318,482	2870.8	11,393	988.1	4,794	680.0	134,171	578.1	7,773	33.8	620,262	686.7
S56	142,047	476.9	3,256	241.0	336,597	3034.0	12,077	1047.4	5,495	779.4	143,674	619.0	8,881	38.6	652,027	721.8
S57	140,509	471.7	3,265	241.7	351,541	3168.7	12,622	1094.7	6,538	927.4	158,473	682.8	9,852	42.8	682,800	755.9
S58	138,241	464.1	3,246	240.3	362,109	3264.0	13,237	1148.0	7,895	1119.9	176,221	759.3	11,077	48.1	712,026	788.3
S59	136,327	457.7	3,266	241.7	370,981	3344.0	13,852	1201.4	8,913	1264.3	192,980	831.5	13,071	56.8	739,390	818.6
S60	134,492	451.5	3,276	242.5	376,420	3393.0	14,246	1235.6	9,740	1381.6	212,255	914.5	14,198	61.6	764,627	846.5
S61	133,150	447.0	3,320	245.7	382,995	3452.3	14,740	1278.4	10,396	1474.6	230,952	995.1	15,587	67.7	791,140	875.8
S62	131,146	440.3	3,364	249.0	390,270	3517.8	15,205	1318.7	10,868	1541.6	250,189	1078.0	16,945	73.6	817,987	905.6
S63	131,432	441.3	3,468	256.7	399,231	3598.6	15,966	1384.7	11,313	1604.7	268,583	1157.2	18,857	81.9	848,850	939.7
H元	133,665	448.8	3,588	265.6	409,143	3688.0	16,887	1464.6	11,640	1651.1	287,489	1238.7	19,803	86.0	882,215	976.7
H2	133,877	449.5	3,661	271.0	429,311	3869.8	17,697	1534.9	11,797	1673.3	300,593	1295.2	20,922	90.8	917,858	1016.1
H3	135,127	453.7	3,735	276.5	447,983	4038.1	18,587	1612.1	11,745	1666.0	314,855	1356.6	21,666	94.1	953,698	1055.8
H4	136,271	457.5	3,794	280.8	468,874	4226.4	19,450	1686.9	11,316	1605.1	326,079	1405.0	22,569	98.0	988,353	1094.2
H5	136,509	458.3	3,794	280.8	485,830	4379.2	20,118	1744.8	11,590	1644.0	335,120	1443.9	21,847	94.9	1,014,808	1123.5
H6	136,886	459.6	3,860	285.7	505,745	4558.7	21,048	1825.5	12,421	1761.8	343,782	1481.2	22,138	96.1	1,045,880	1157.9
H7	138,325	464.4	3,910	289.4	526,689	4747.5	22,091	1916.0	13,155	1866.0	353,551	1523.3	21,635	93.9	1,079,356	1194.9
H8	137,507	461.6	3,909	289.3	550,569	4962.8	23,227	2014.5	13,800	1957.4	363,916	1568.0	20,364	88.4	1,113,292	1232.5
H9	137,803	462.6	3,901	288.7	573,497	5169.4	20,037	1737.8	14,356	2036.3	372,777	1606.2	19,631	85.2	1,142,002	1264.3
H10	136,757	459.1	3,922	290.3	587,513	5295.8	21,209	1839.5	14,692	2084.0	379,926	1637.0	18,774	81.5	1,162,793	1287.3
H11	133,451	448.0	3,894	288.2	598,014	5390.4	22,532	1954.2	15,089	2140.3	389,606	1678.7	18,117	78.7	1,180,703	1307.1
H12	131,735	442.3	3,916	289.9	601,361	5420.6	23,994	2081.0	15,396	2183.8	406,696	1752.3	17,695	76.8	1,200,793	1329.4
H13	130,405	437.8	3,920	290.2	605,314	5456.2	24,897	2159.3	15,641	2218.6	422,346	1819.8	17,646	76.6	1,220,169	1350.8
H14	125,642	421.8	3,909	289.3	609,657	5495.4	25,097	2176.7	15,924	2258.7	438,692	1890.2	17,675	76.7	1,236,596	1369.0
H15	123,327	414.0	3,924	290.5	610,705	5504.8	25,019	2169.9	16,283	2309.6	453,573	1954.3	17,772	77.2	1,250,603	1384.5
H16	121,743	408.7	3,963	293.3	606,605	5467.9	24,877	2157.6	16,582	2352.1	472,326	2035.1	17,894	77.7	1,263,990	1399.3
H17	120,915	405.9	3,947	292.2	606,688	5468.6	24,662	2138.9	16,872	2393.2	489,687	2109.9	18,063	78.4	1,280,834	1418.0
H18	119,821	402.3	3,938	291.5	604,676	5450.5	24,615	2134.9	17,262	2448.5	508,063	2189.1	18,332	79.6	1,296,707	1435.5
H19	118,518	397.9	3,950	292.4	597,855	5389.0	24,537	2128.1	17,814	2526.8	526,337	2267.8	18,481	80.2	1,307,492	1447.5
H20	115,464	387.6	3,909	289.3	587,077	5291.8	24,326	2109.8	18,343	2601.8	542,247	2336.4	18,520	80.4	1,309,886	1450.1
H21	111,660	374.9	3,891	288.0	574,949	5182.5	24,028	2084.0	18,943	2687.0	558,224	2405.2	18,594	80.7	1,310,289	1450.6
H22	107,682	361.5	3,859	285.6	570,814	5145.2	23,864	2069.7	19,608	2781.3	569,257	2452.7	18,373	79.8	1,313,457	1454.1
H23	104,800	351.8	3,890	287.9	566,100	5102.8	23,622	2048.7	20,101	2851.2	579,419	2496.5	17,857	77.5	1,315,789	1456.7
H24	102,318	343.5	3,883	287.4	566,154	5103.2	23,448	2033.7	20,512	2909.5	591,744	2549.6	17,257	74.9	1,325,316	1467.2
H25	100,095	336.0	3,847	284.8	563,764	5081.7	23,381	2027.8	20,931	2968.9	607,737	2618.5	17,090	74.2	1,336,845	1480.0
H26	99,009	332.4	3,825	283.1	559,881	5046.7	23,396	2029.1	21,463	3044.4	624,420	2690.4	16,844	73.1	1,348,838	1493.3
H27	97,748	328.2	3,808	281.9	554,656	4999.6	23,627	2049.2	21,678	3074.9	639,124	2753.8	16,647	72.3	1,357,288	1502.6
H28	97,141	326.1	3,807	281.8	554,522	4998.4	23,811	2065.1	21,943	3112.5	645,335	2780.5	16,068	69.8	1,362,627	1508.5
H29	99,327	333.5	3,807	281.8	560,990	5056.7	24,353	2112.1	22,465	3186.5	651,590	2807.5	15,775	68.5	1,378,307	1525.9
H30	100,804	338.4	3,842	284.4	564,857	5091.6	24,712	2143.3	23,090	3275.2	654,942	2821.9	15,550	67.5	1,387,797	1536.4
R1	100,746	338.2	3,792	280.7	565,819	5100.2	24,966	2165.3	23,717	3364.1	658,532	2837.4	15,305	66.4	1,392,877	1542.0
R2	100,037	335.9	3,725	275.7	565,379	5096.3	25,277	2192.3	24,057	3412.3	658,294	2836.4			1,376,769	1524.2

注)軽二輪は集計方法が異なるため、都道府県別・車種別自動車保有台数にある数値と異なる。令和2年3月末の軽二輪の車両数は精査中。

市郡別・車種別保有車両数

令和2年3月末現在

区分 市郡別	貨物			乗合	乗用		特種用途	大型特殊	小型二輪	軽自動車	合計
	普通	小型	被けん引		普通	小型					
熊本市	11,496	23,535	395	1,106	118,573	124,009	7,342	1,081	9,928	209,396	506,861
八代市	3,015	4,590	270	249	17,188	19,635	1,907	393	1,492	49,745	98,484
人吉市	612	870	26	108	4,287	5,213	399	110	321	14,038	25,984
荒尾市	646	1,210	23	56	6,989	8,270	390	82	781	20,217	38,664
水俣市	338	515	26	72	3,031	3,844	242	105	293	9,642	18,108
玉名市	1,312	2,618	46	177	10,241	11,198	763	86	962	28,997	56,400
山鹿市	1,224	2,110	111	185	7,387	8,855	669	151	766	25,772	47,230
菊池市	1,535	2,362	81	113	7,721	8,349	799	127	850	23,342	45,279
宇土市	1,082	1,357	99	29	5,789	6,145	450	51	424	15,261	30,687
上天草市	359	596	10	92	3,611	4,482	304	117	259	10,403	20,233
宇城市	1,572	2,589	70	143	8,635	9,907	1,025	207	752	25,953	50,853
阿蘇市	808	1,176	20	99	4,453	4,976	406	104	466	12,773	25,281
合志市	852	1,789	57	142	9,703	9,938	440	135	996	20,757	44,809
天草市	1,393	2,105	39	302	9,622	12,444	1,082	403	773	34,590	62,753
市合計	26,244	47,422	1,273	2,873	217,230	237,265	16,218	3,152	19,063	500,886	1,071,626
玉名郡	999	1,504	95	53	5,862	6,895	372	92	686	19,650	36,208
菊池郡	2,201	2,512	71	143	13,119	13,035	1,068	120	1,277	28,536	62,082
阿蘇郡	1,387	1,788	41	150	6,092	7,285	562	182	509	18,721	36,717
上益城郡	3,253	4,373	163	253	13,305	15,411	1,537	239	1,154	39,652	79,340
下益城郡	253	422	3	20	1,420	1,530	135	56	164	5,100	9,103
八代郡	158	511	0	16	1,508	1,651	88	36	155	5,288	9,411
葦北郡	347	832	107	60	2,785	3,636	224	102	229	9,975	18,297
球磨郡	1,345	2,251	71	137	6,844	8,501	614	308	761	27,195	48,027
天草郡	145	264	1	20	879	1,125	93	71	59	3,180	5,837
郡合計	10,088	14,457	552	852	51,814	59,069	4,693	1,206	4,994	157,297	305,022
不明	1	0	0	0	1	0	2	6	0	111	121
県合計	36,333	61,879	1,825	3,725	269,045	296,334	20,913	4,364	24,057	658,294	1,376,769

注) 軽自動車には軽二輪を含まない。

市町村合併があった市町村については、合併後の市町村に含めた。

軽自動車については、一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」(令和2年3月末現在)より引用した。

6. 自動車整備事業及び保安関係業務の概況

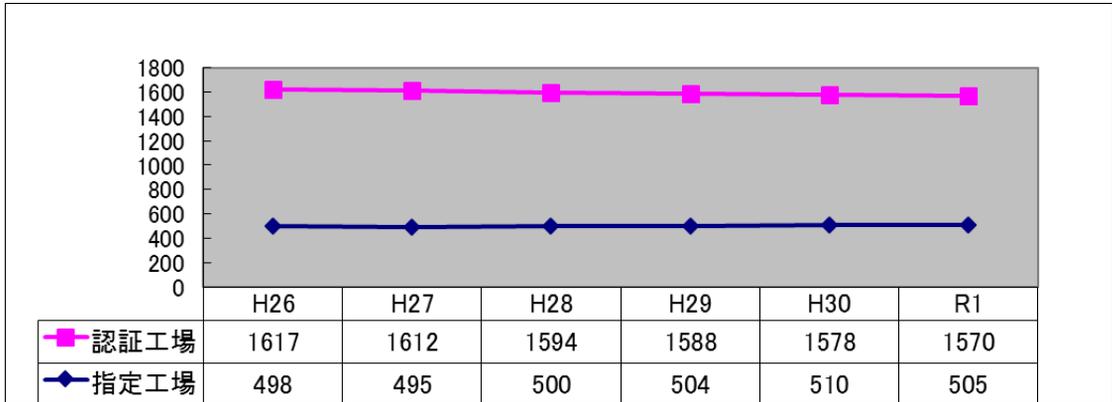
(1) 自動車整備事業の概況及び推移

熊本県内の令和2年3月末現在の自動車分解整備事業場(認証工場)1570場で、年々廃止事業者が、後継者・人材不足、経営不振で増加している。指定工場は505工場で、平成23年以降大きな増減は見られない。

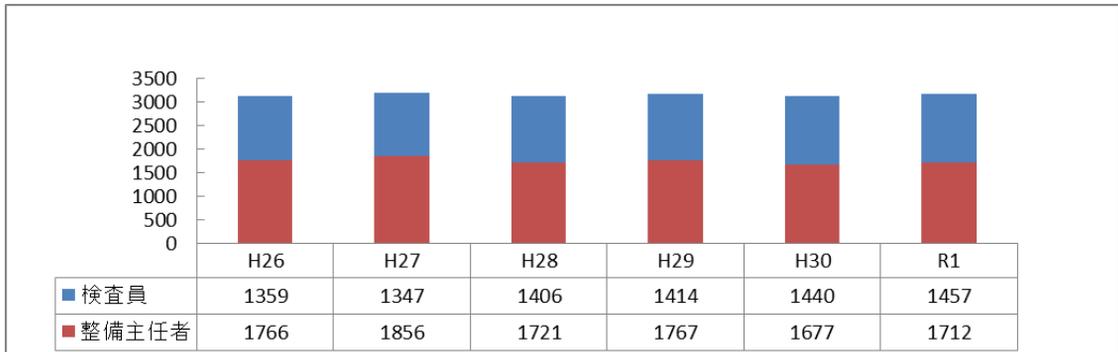
1級小型自動車整備士試験が平成14年度から実施され、令和2年3月末現在83名の方が資格取得しています。

近年、自動車は情報技術の高度化により最新技術や新機構が採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局での整備主任者・自動車検査員研修を毎年実施している。

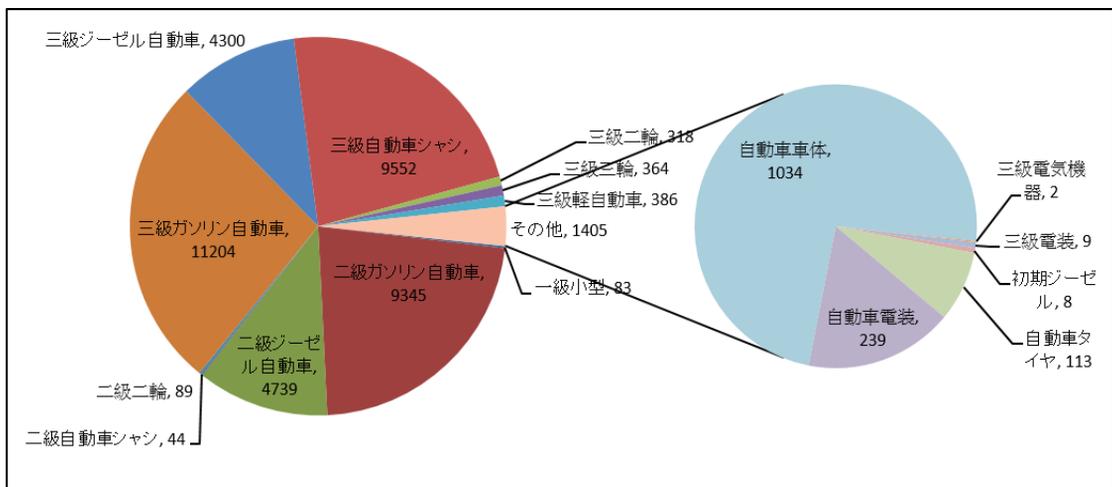
1. 自動車整備事業場の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者総数

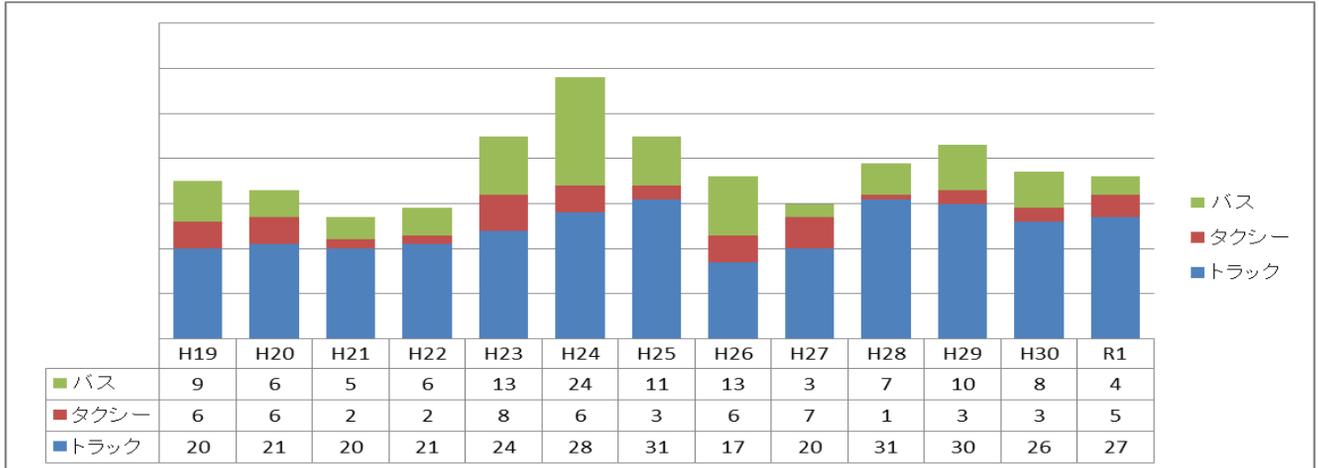


(2) 保安関係業務

熊本県における令和元年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数36件、死者数11人、負傷者数33人であり、死者数は減少、負傷者数は増加している。引き続き、自動車運送事業者に対する事故防止対策として運行管理者・整備管理者の研修等を通じて適正な運行管理及び車両管理の徹底について指導を行うとともに、事故に関する情報の提供等を通じ、安全対策の徹底に努めている。

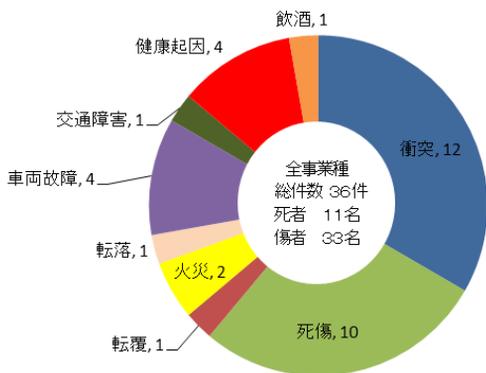
騒音問題をはじめとして、ディーゼル車の排出ガス対策、不正軽油の使用防止、エコドライブの普及促進、使用済み自動車の適正な処理等が緊急の課題となっている。これらの問題に自動車は深く関わっており、街頭検査、不正改造車排除運動、点検整備推進運動、無車検取締り、ディーゼルクリーンキャンペーン及び各種研修会を通じ公害防止に関する広報活動に取り組んでいる。

1. 熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

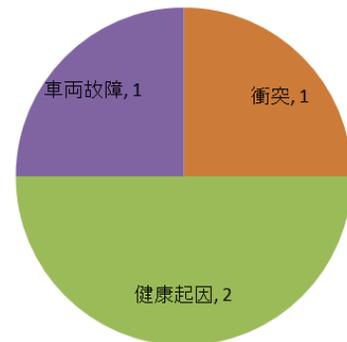


2. 事業用自動車の事故種別発生状況

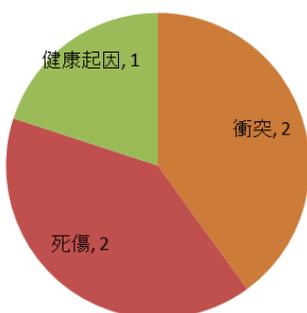
全事業種の事故種別発生状況(令和元年)



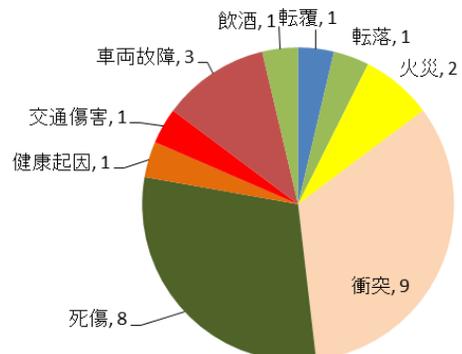
バスの事故種別発生状況(令和元年)



タクシーの事故種別発生状況(令和元年)



トラックの事故種別発生状況(令和元年)

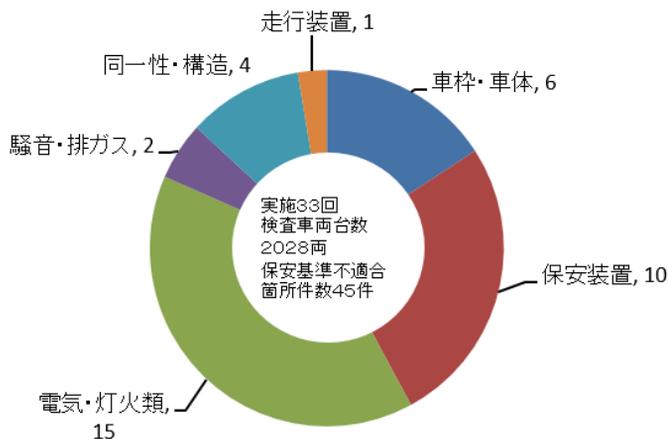


(3) 街頭検査の実施状況

H15年4月からは、整備命令制度に関する制度を強化し、県警と連携のもと深夜の不正改造車の街頭検査を実施している。

なお、平成17年からは、不正燃料使用による環境破壊防止のため不正軽油取締り及び平成30年からは、可搬式カメラを用いた無車検の街頭検査も実施している。

1. 装置別保安基準不適合箇所件数



2. 街頭検査風景



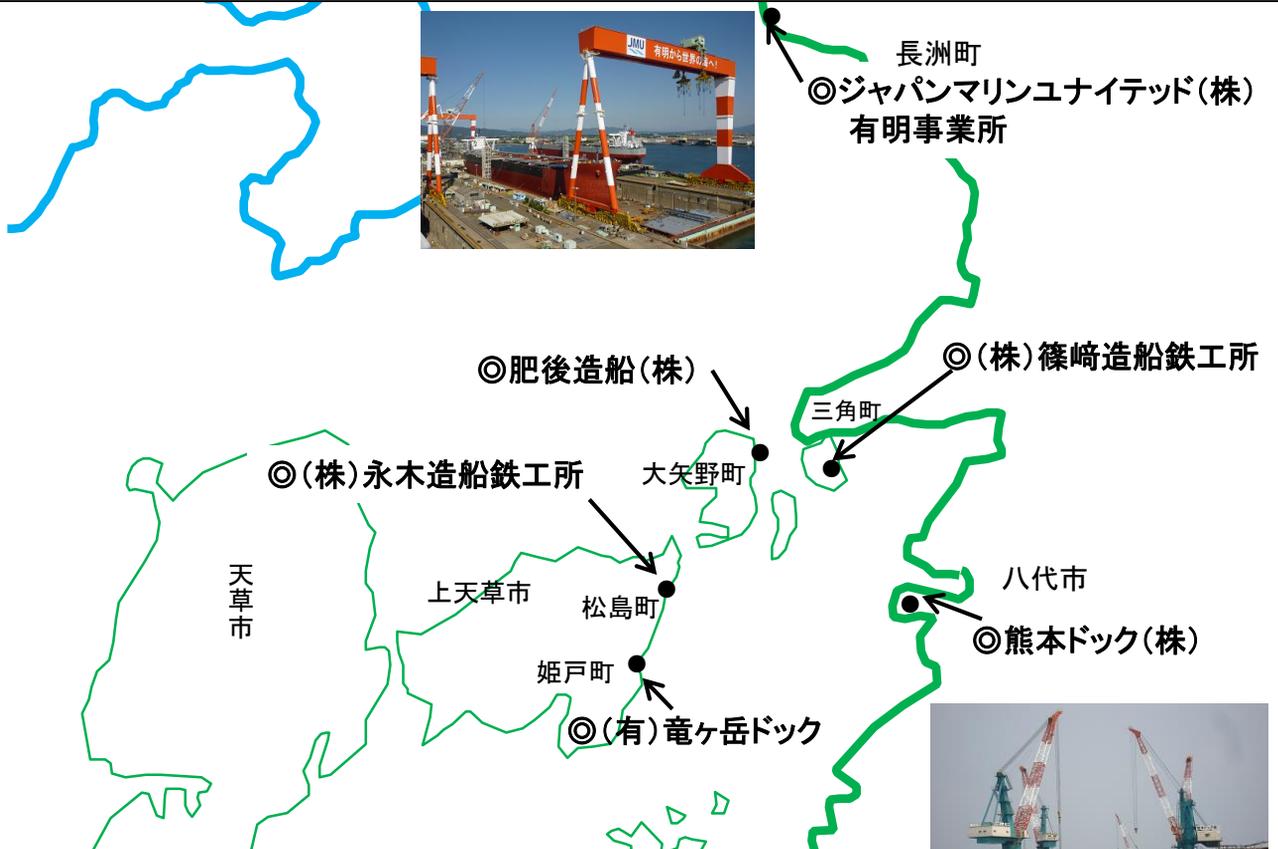
3. 街頭検査実施状況

令和元年度

実施回数	出動延人数	検査車両数	整備不良車両数	不正改造車両数	整備命令発令件数		装置別保安基準不適合箇所数													合計					
					法第54条	法第54条の2	同一性・構造	操縦	緩衝	走行	保安装置	着色フィルム	電気・灯火類	灯火の色	車枠・車体	回転部分の突出	騒音・排ガス	マフラーの取り外し	機器検査・その他		CO・HCガス				
33	61	2028	13	12	2	11	2						22	1											23
						11	4				1	10	1	15	1	6	3	2	2						45

7. 造船事業の概況

管内の造船所は、国内屈指のジャパンマリユナイテッド(株)を除いて内航船や小型漁船を対象とする造船所であり、修繕事業が主体である。なお、登録・届出造船所は、その多くが県南地区に立地している。



◎許可造船所 9社(うち6社が登録 3社が届出を兼業)
(500トン以上又は50m以上の鋼製船舶の製造、修理)

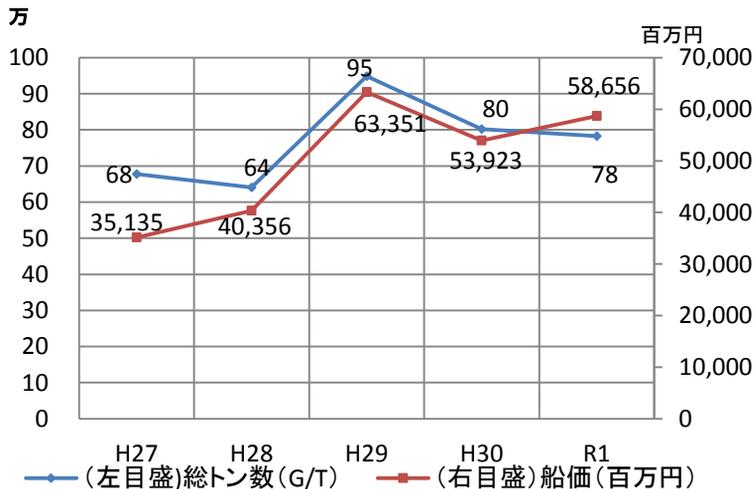
○登録造船所 18社(うち6社が許可 4社が届出を兼業)
(500トン未満又は50m未満の鋼製、木製船舶の製造、修理)

○届出造船所 19社(うち3社が許可 4社が登録を兼業)
(20トン以上又は15m以上の鋼製船舶以外の製造、修繕)

(不稼働事業者を含む)
令和2年3月31日現在

船舶建造実績

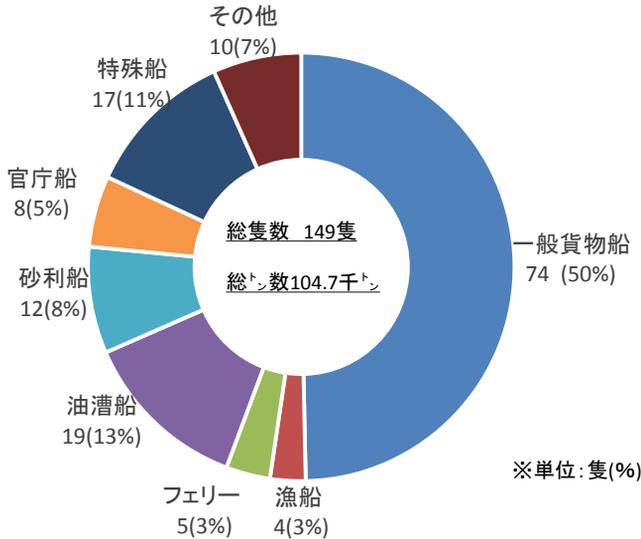
熊本運輸支局管内造船所の鋼船竣工量及び竣工船価



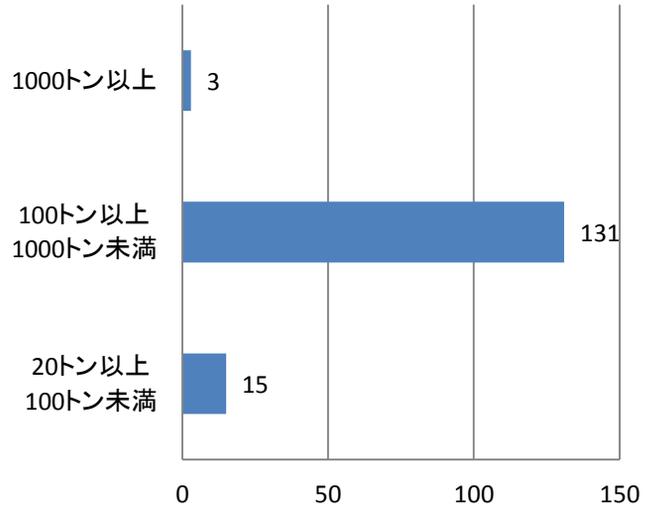
8・船舶登録の概況

県内の在籍船舶数は、令和2年12月31日現在、149隻、104,727トンである。
 用途別にみると、一般貨物船が最も多く全体の約50%を占めているが、これは、一杯船主と呼ばれる零細事業者が多いためである。
 今年度は大型船の抹消により、管内の合計総トン数が大きく減少したが、船舶の老齢化による新造船建造が進み、在籍船舶隻数は増加している。

用途別在籍船舶数(令和2年12月31日現在)

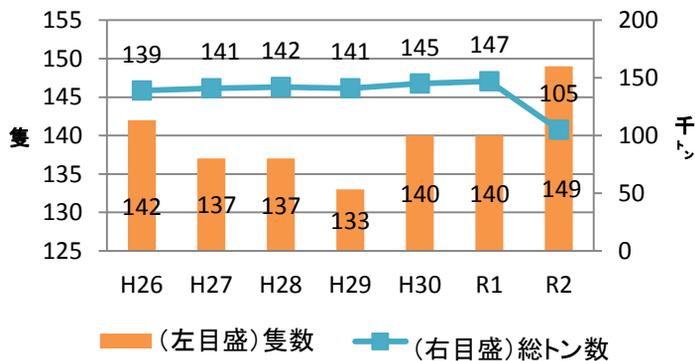


トン数階層別在籍船舶数

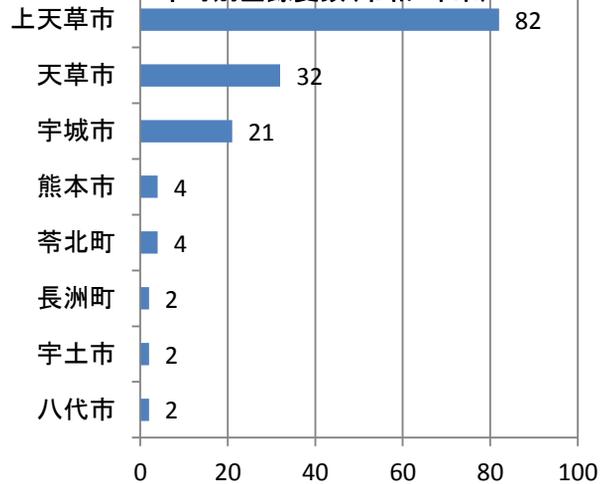


在籍船舶の推移

各年12月31日



市町別登録隻数(令和2年末)



9. 船舶検査の概況

船舶の海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染など多大な影響を社会に及ぼすことになる。船舶検査官は、海難事故の要因が船舶の構造や設備等にならないよう船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等において検査、確認を行っている。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり基準に適合したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

その他、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、公共交通機関である新造旅客船の技術基準適合審査や既存船への立入り検査も実施している。

10. 船員関係業務の概況

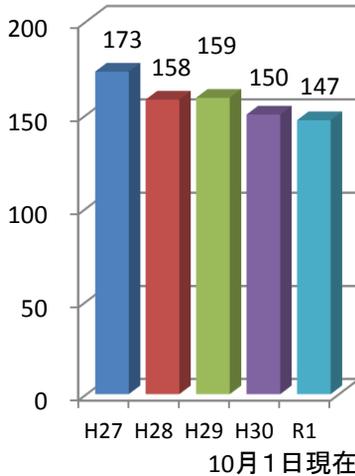
1. 船員法関係

令和元年10月1日現在の船員法適用の船舶所有者数は147事業者、船舶数は247隻、船員数(予備船員、非雇用船員を含む)は1,385人であり、船舶数247隻の内訳は、一般船舶が169隻、漁船が25隻、その他(官庁船、引船、作業船等)が53隻となっている。

①船舶所有者数・船舶数・船員数の推移

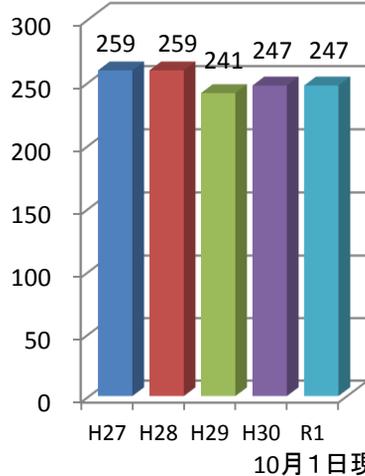
船舶所有者数

(単位:社)



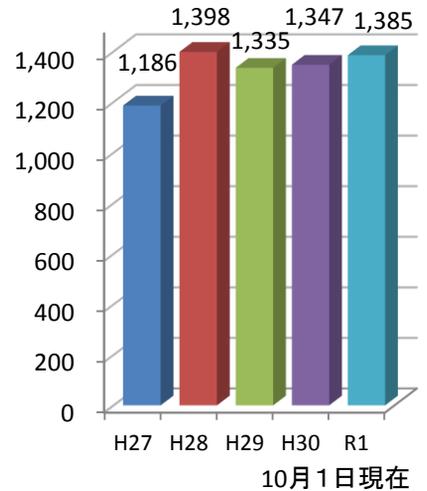
船舶数

(単位:隻)



船員数

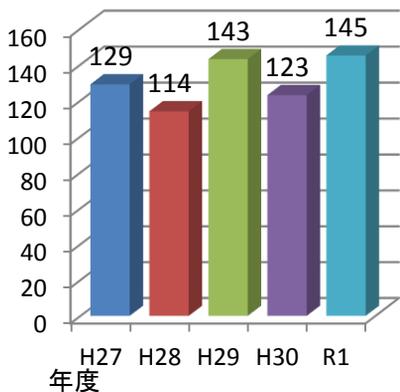
(単位:人)



②主な事務処理件数の推移

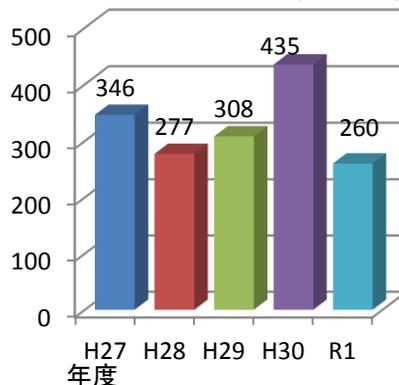
船員手帳の交付件数

(単位:件)



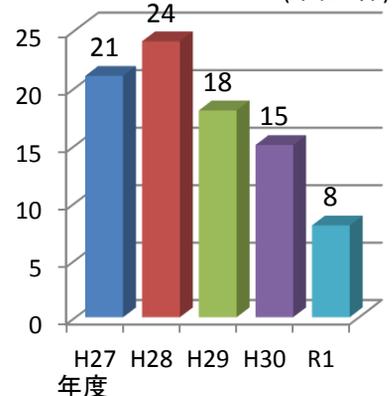
雇入届の受理件数

(単位:件)



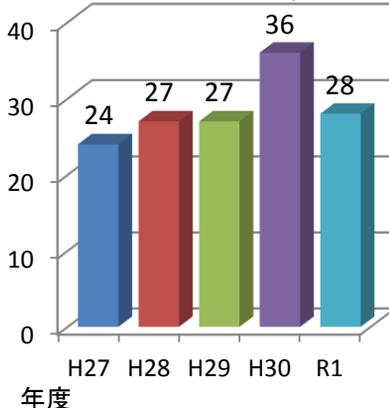
航行報告の受理件数

(単位:件)



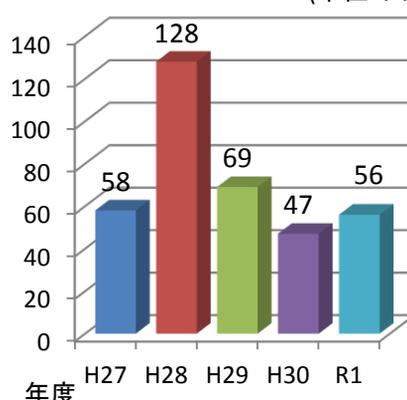
当直部員の認定件数

(単位:件)



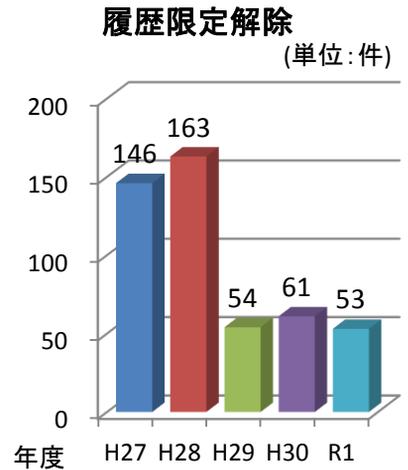
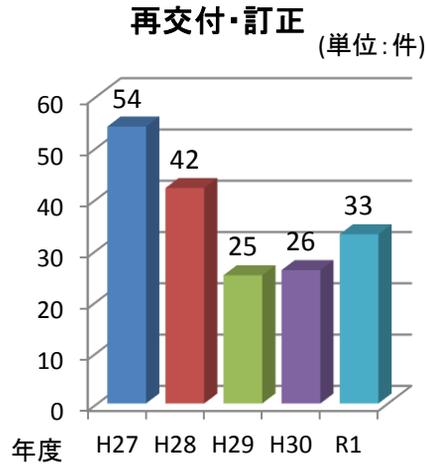
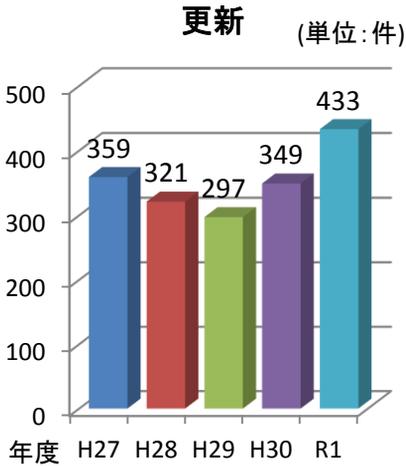
危険物等取扱責任者の認定件数

(単位:人)

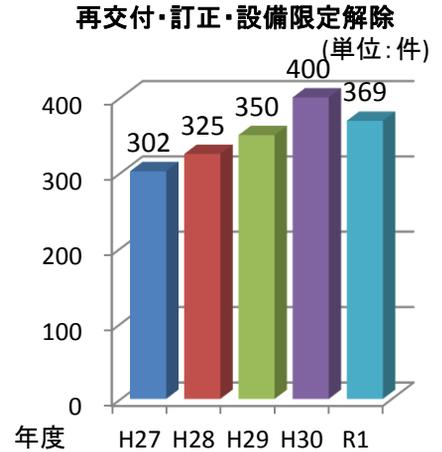
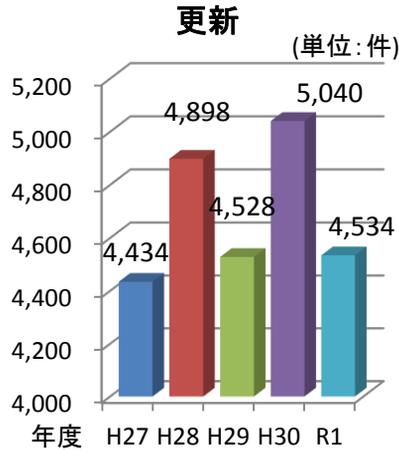
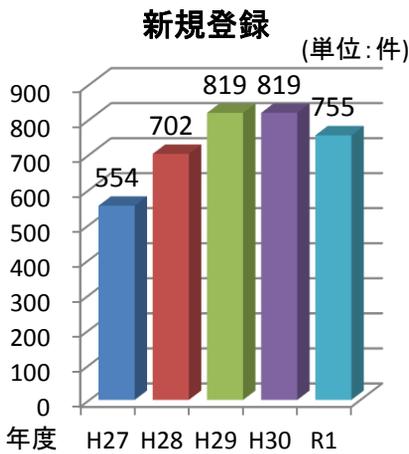


2. 海技士免許・小型船舶操縦免許関係業務

①海技士免許取扱件数の推移

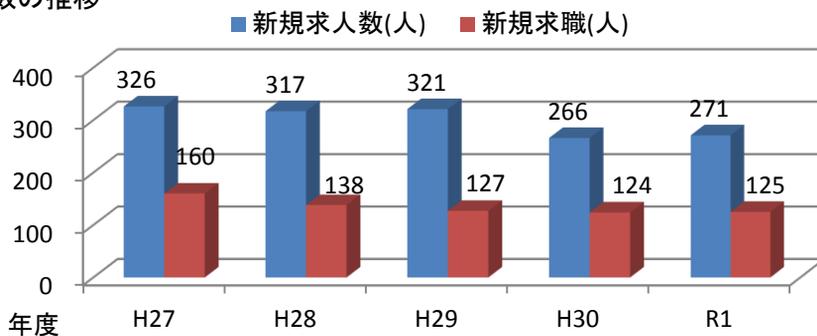


②小型船舶操縦免許取扱件数の推移

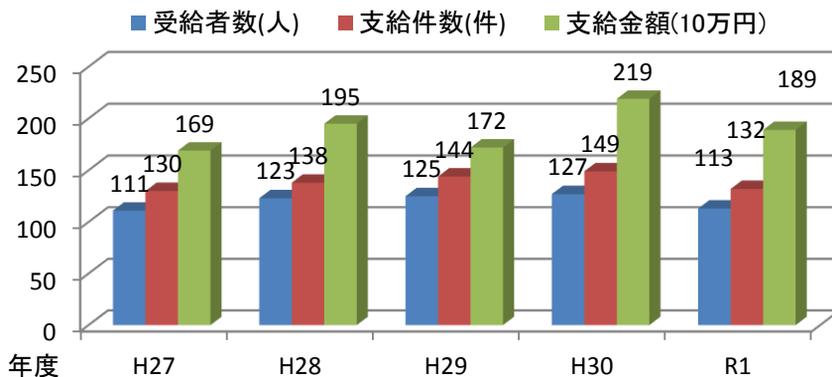


3. 船員職業安定所関係

①新規求人数・求職数の推移



②船員失業保険金支給実績の推移



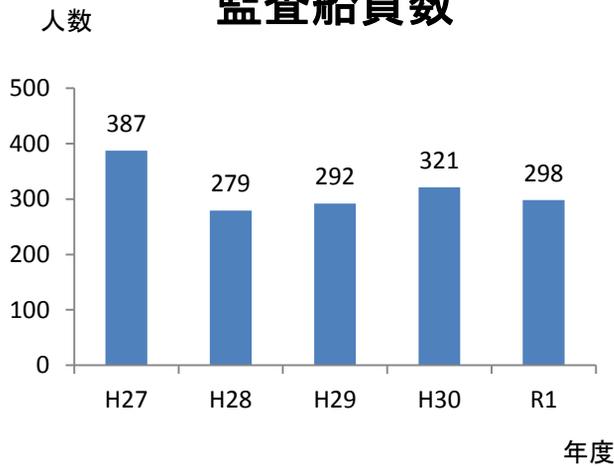
11. 運航労務監理業務の概況

運航労務監理官は、旅客船や貨物船等の船舶運航事業者に対して、輸送の安全の確保のため、「船舶の運航管理に関する監査及び指導」並びに「運輸安全マネジメント評価」を実施している。

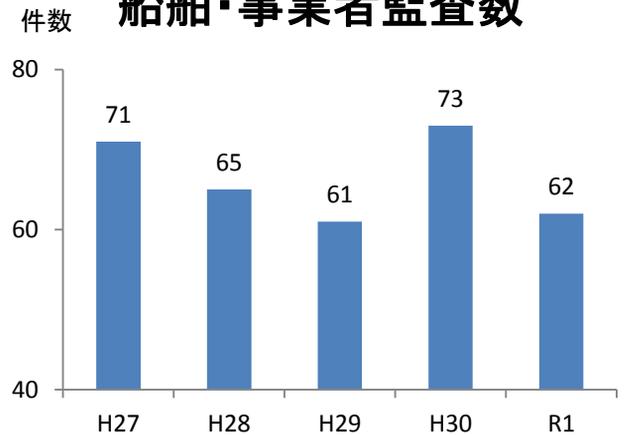
また、船員法等に基づき航海の安全及び船員の労働条件の確保並びに船員災害防止を図るため、「船舶所有者及び船員に対する監督及び指導」を行っている。

さらに、海難や災害の再発防止のため、安全講習会の開催等を通じて船舶所有者や乗組員の安全意識の向上に取り組んでいる。

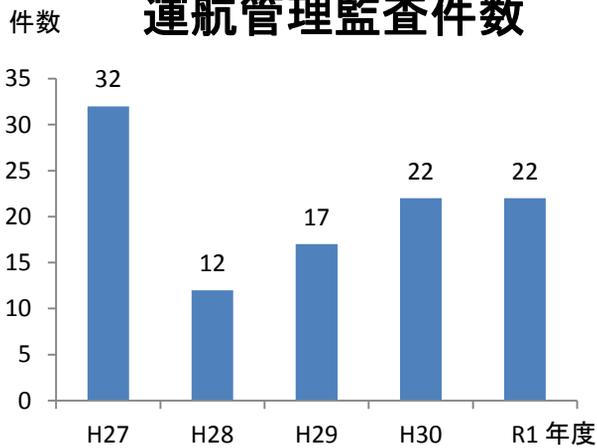
監査船員数



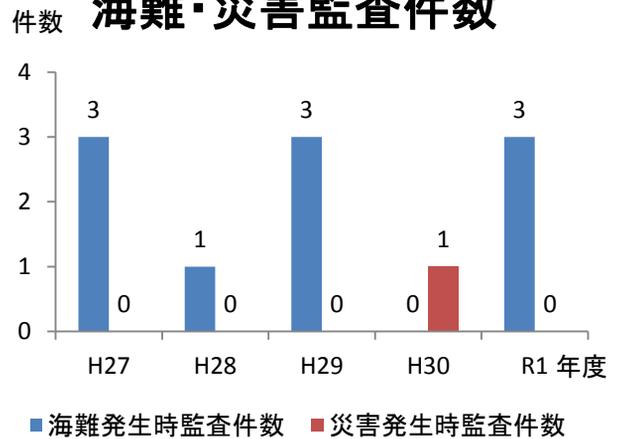
船舶・事業者監査数



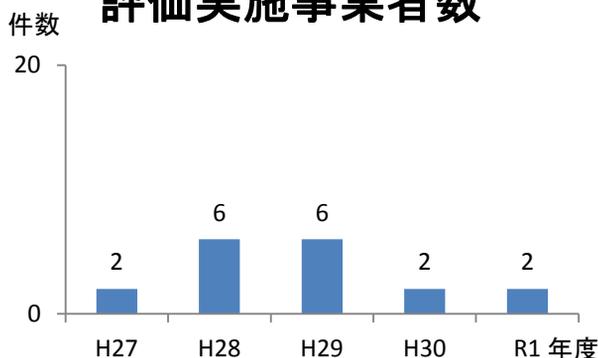
運航管理監査件数



海難・災害監査件数



運輸安全マネジメント 評価実施事業者数



運航労務監理官による船舶監査

12. 外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官は、日本の港に入港してきた外国船舶に立入検査を実施し、船舶の構造・設備、乗組員の資格・当直体制等が国際条約の基準に適合しているかどうかを確認しています。これをPort State Control(寄港国監督、略してPSC)といいます。船舶が基準に適合していない場合はこれを是正させ、外国船舶による海難事故や海洋汚染の防止に努めています。

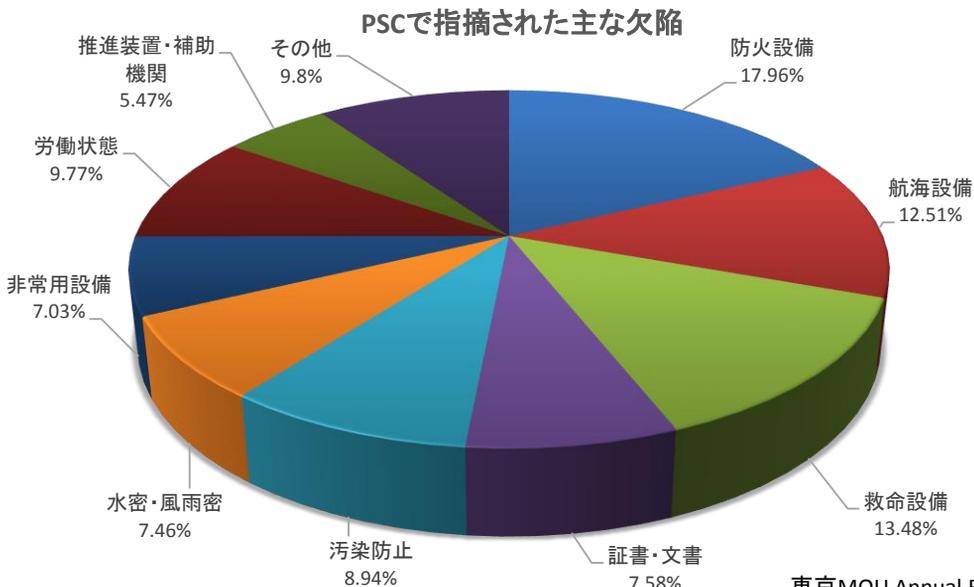
具体的には、「海上人命安全条約(SOLAS条約)」、「海洋汚染防止条約(MARPOL条約)」、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)」及び「船舶防汚方法規制条約(AFS条約)」等に基づく船舶の構造・設備、乗組員に対する資格要件等及び船底塗料等の有機スズ系化合物規制について確認を行っています。また、近年、ヒューマンエラー等に起因する海難が多く見られることから、乗組員がその船舶に搭載されている設備の操作等を適切に行えるかなどの操作要件、「国際安全管理規則(ISMコード)」に基づく船舶の管理体制等及び「国際海事保安コード(ISPSコード)」に基づく船舶の保安要件の確認、「海上労働条約(MLC条約)」に基づく船員の労働条件の確認など、ソフト面に関するPSCも重要な項目となっています。さらに、海洋環境に影響を及ぼす水生生物及び病原体の移動の防止を目的とした「船舶のバラスト水及び沈殿物に関する規制及び管理を行うための国際条約(バラスト水管理条約)」が2017年9月8日に我が国で発効され、同条約にかかるPSCも実施しています。



錨鎖孔(ホースパイプ)の検査



排気用のダクト内部の検査



東京MOU Annual Report2019より

*東京MOU:「ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定」のこと。メンバーは以下のとおり。
オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港(中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

13. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成11年4月に中央省庁等改革推進本部において、従来国が実施していた自動車検査のうち、「検査場における検査」については、独立行政法人化することが決定され、平成14年7月1日に「自動車検査独立行政法人」が設立され、平成28年4月1日付けで旧自動車検査独立行政法人(以下「旧検査法人」という)と旧独立行政法人交通安全環境研究所(以下「旧交通研」という)の2法人が統合し、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という)が発足した。熊本事務所は、熊本運輸支局の検査場等を引継ぎ自動車検査業務(いわゆる「車検」)を実施している。

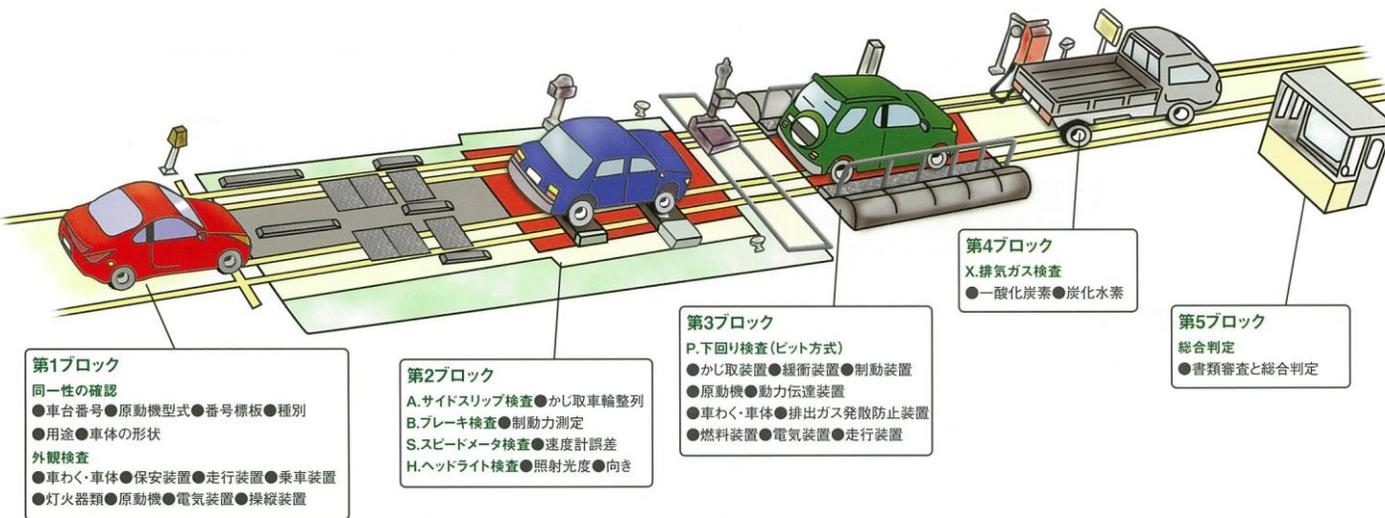
(1) 名称
独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 熊本事務所

(2) 所在地
〒862-0901
熊本市東区東町4丁目14-35 TEL 096-369-3384 FAX 096-206-1655

(3) 業務内容
① 自動車検査場において、自動車が道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査
② 街頭検査において、自動車が道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査
③ 上記業務に付帯する業務

(4) 組織
本部(東京) ————— 九州検査部(福岡) ————— 熊本事務所
所長 主席検査官 検査官 検査官補

(5) 検査コースの概要

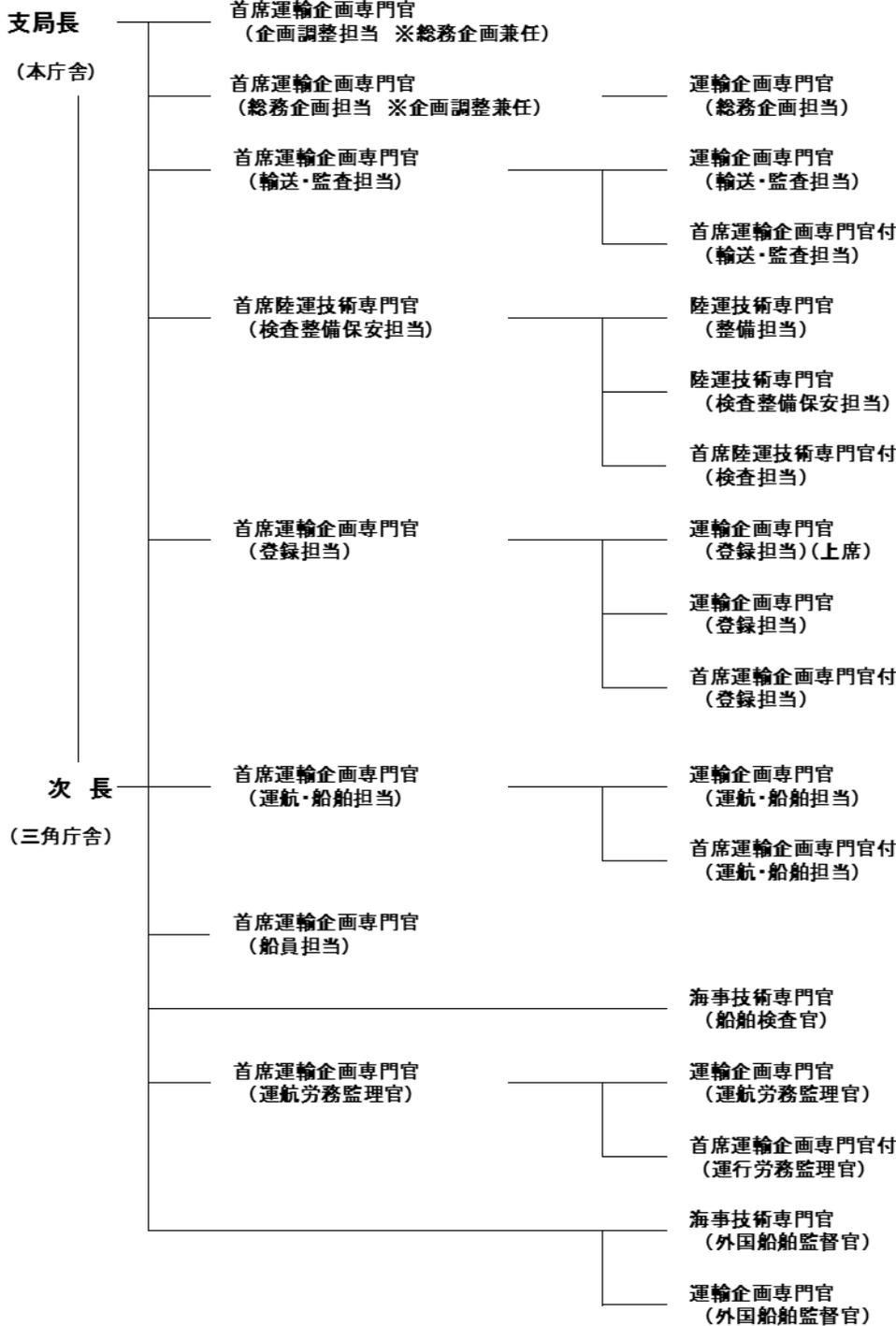


検査場外観



Ⅲ 熊本運輸支局の組織・沿革

1. 組織図



本庁舎外観 (熊本市東区)



三角庁舎外観 (宇城市 三角港湾合同庁舎3F)

2. 熊本運輸支局(陸運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和22年 3月	熊本駅構内に運輸省鉄道監理局自動車事務所として発足した。
昭和23年 1月	道路運送法が施行されたのに伴い鉄道監理局自動車事務所は廃止され新たに道路運送監理事務所が設置された。
昭和24年 8月	道路運送監理事務所が廃止され、陸運局分室が設置された。
昭和24年11月	陸運局分室が廃止され、熊本県陸運事務所が設置された。
昭和34年 2月	熊本市東町(現在地)に庁舎を新築し移転した。
昭和46年 3月	車検場を2コースから4コースに増築し検査機器を自動化した。
昭和46年 4月	登録業務に電算機を導入した。
昭和48年10月	特殊法人軽自動車検査協会設立に伴い、軽自動車の届出業務を分離した。
昭和53年 3月	車検場増築によりディーゼル黒煙検査コースを新設した。
昭和53年 9月	隣接地(旧中央紡績K.K跡地)7,750㎡を購入した。
昭和55年 3月	建坪927㎡の新庁舎を新築した。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局熊本陸運支局と改称された。
昭和59年12月	検査場1コースを増設した。
昭和61年 4月	車両課を設置して整備課から保安・検査業務を移した。
昭和62年 3月	標板取り付け上屋及び書庫を建築した。
昭和63年 3月	4コースの検査機器を更新し検査場構内を舗装した。 庁舎の玄関を改修しアーケードを設置した。
平成 4年10月	重量計を更新した。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 3月	検査場を同一敷地内に新築し、検査機器の更新及び見学者通路を新設した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織再編により熊本陸運支局と三角海運支局が統合し九州運輸局熊本運輸支局となる。それにより総務企画課を設置した。また、自動車検査部門が自動車検査独立行政法人法により独法化され、自動車検査独立行政法人九州検査部熊本事務所となる。
平成15年 2月	庁舎1階の一部を増築し、事務室及び待合室を拡張した。
平成16年 7月	倉庫業務を運航・船舶課から総務企画課に移した。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【総務企画部門】

- ・ 総務、人事、会計に関すること
- ・ 地域交通計画、貨物流通等の企画業務に関すること
- ・ 旅行業、倉庫業、鉄道に関すること
- ・ 防災・危機管理に関すること

【輸送部門】

- ・ (旅客、貨物)自動車運送事業に関すること
- ・ 自家用自動車の貸渡に関すること
- ・ 自動車輸送統計に関すること
- ・ 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
- ・ 自動車損害賠償責任保険に関すること
- ・ 自家用自動車の使用に関すること

【登録部門】

- ・ 自動車の登録に関すること
- ・ 検査対象外軽自動車の使用届等に関すること
- ・ 自動車の統計に関すること
- ・ 自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること

【整備部門】

- ・ 自動車の整備事業の指導、監督に関すること
- ・ 自動車の整備・検査に関すること
- ・ 自動車整備士の養成施設及び技能検定に関すること
- ・ 運送事業者の安全対策に関すること

3. 熊本運輸支局(海運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和18年11月	運輸通信省門司海運局三角支局が設置された。
昭和20年 5月	官制改正により運輸通信省は運輸省と郵政省に分離された。
昭和20年 6月	官制改正により九州海運局三角支局と改称された。
昭和22年11月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、樋島、御所浦、本渡、牛深、富津、富岡、八代及び水俣の15出張所が開設された。
昭和24年 1月	次長制が新設された。
昭和24年 6月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、御所浦及び富津の9出張所が廃止された。
昭和27年 8月	樋島、牛深、富岡及び水俣の4出張所が廃止された。
昭和31年 1月	牛深出張所が再び開設された。
昭和32年 5月	船舶積量測度官が長崎支局に配置換えとなった。
昭和32年 7月	水俣分室が開設された。
昭和43年 5月	三角港湾合同庁舎へ入居した。
昭和44年 4月	本渡出張所の廃止及び次長制の廃止に伴い、監理、運航の2課が新設され、船員労務官が配置された。
昭和45年 4月	牛深出張所及び水俣分室が廃止された。
昭和46年 4月	船員職業安定所が新設され、八代出張所が廃止された。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局三角海運支局と改称された。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織改編により熊本運輸支局の分庁舎となり、次長、運航・船舶課、船舶検査官、船舶測度官、船員課、船員労務官の新体制となった。
平成15年 4月	三池海事事務所が廃止されたことに伴い、管轄範囲の内、熊本県内分が熊本運輸支局に移管され、外国船舶監督官が配置された。
平成17年 4月	海上運送事業の活性化のための船員法等の一部改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が設置された。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【運航・船舶部門】

- ・ 内航海運業に関する事
- ・ 旅客航路事業に関する事
- ・ 港湾運送事業に関する事
- ・ 造船業及び船用工業に関する事
- ・ 船舶の登録・測度事務に関する事
- ・ 船舶検査事務に関する事
- ・ 認定事業場、型式承認に関する事
- ・ 海事思想の普及に関する事

【船舶検査官】

- ・ 船舶の検査に関する事
- ・ ISMの審査に関する事

【船舶測度官】

- ・ 船舶の登録・測度に関する事

【船員部門】

- ・ 船員の雇入届出、船員手帳の交付に関する事
- ・ 海技免状、小型船舶操縦免許証の交付に関する事
- ・ 船員の職業紹介、失業保険金の支給に関する事

【運航労務監理官】

- ・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関する事
- ・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関する事
- ・ 船舶の航海の安全に関する事
- ・ 旅客船及び貨物船の運航管理に関する事

【外国船舶監督官】

- ・ 外国船舶の監督に関する事

IV 運輸関係法人・団体等

1. 関係法人・団体等一覧表 (陸運関係)

(令和3年3月現在)

名 称	代 表 者	郵便番号	所 在 地	電 話
独立行政法人自動車事故対策機構 熊本支所	伊藤 元育	860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル6階	096-322-5229
軽自動車検査協会 熊本事務所	平城 誠一郎	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-5979
一般社団法人 熊本県バス協会	岩田 昭彦	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694
公益社団法人 熊本県トラック協会	住永 豊武	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3988
一般社団法人 熊本県タクシー協会	石崎 公士	862-0901	熊本市東区東町4-14-31	096-368-4101
熊本県自動車販売店協会	齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-365-0638
一般社団法人 熊本県自動車整備振興会	齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-1441
熊本県自動車整備工業協同組合	内田 力雄	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-4141
一般社団法人 熊本県自動車標板協会	石崎 公士	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-367-1656
一般社団法人 熊本県自家用自動車協会	北澤 卓	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5345
熊本県中古自動車販売協会	永松 守	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-6011
一般財団法人 日本自動車査定協会 熊本県支所	齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5123
熊本県軽自動車協会	中江 直紀	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-7920
一般財団法人 九州陸運協会 熊本支部	桑島 隆一	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-369-2525
一般社団法人 熊本県レンタカー協会	永島 賢治	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-367-3675
熊本県運送事業協同組合連合会	成松 唯幸	862-0901	熊本市東区東町4-6-1	096-368-7493
一般社団法人 日本自動車連盟 熊本支部	與縄 義昭	861-8038	熊本市東区長嶺東6-30-30	096-380-9200
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会	吉丸 良治	860-0806	熊本市中央区辛島町8-23 桜ビル辛島町3階	096-359-1788
南九州交通共済協同組合	有村 住美	862-0914	熊本市東区山ノ内1-4-20	096-369-0108
一般社団法人 全国霊柩自動車協会 熊本県支部	瓜生田 孝和	860-0051	熊本市西区二本木4-10-1	096-353-5341
熊本県個人タクシー協会	秦 英房	862-8089	熊本市東区下南部3-6-31	096-380-2488
熊本県倉庫協会	倉岡 俊弘	862-8635	熊本市南区流通団地2-20-3 九州産交運輸株内	096-379-3727
熊本県冷蔵倉庫協会	牛島 弘一	860-0047	熊本市南区城南町築地624-19 日豊食品工業(株)内	0964-28-7071
一般財団法人 天草自動車協会	山本 達雄	863-0018	天草市浜崎町6-21	0969-23-5188
一般社団法人 人吉球磨自動車協会	嘉村 記念	868-0025	人吉市瓦屋町2214-2	0966-22-2215
熊本県自動車電装品整備商工組合	坂田 弘子	861-4101	熊本市南区近見7-12-26 吉本78-1201	096-288-1989
熊本県自動車車体整備協同組合	嶋田 正人	860-0862	熊本市中央区黒髪7-11 (貸)嶋田自動車板金塗装工場内	096-338-7804

2. 関係法人・関係団体一覧表(海運関係)

(令和3年3月現在)

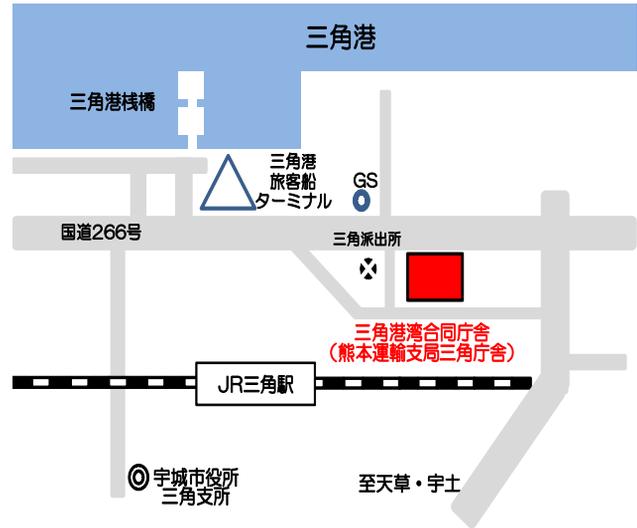
名称	代表者	事務局長等	郵便番号	所在地	電話
日本小型船舶検査機構三角支部	岩尾 伸一郎		869-3207	宇城市三角町三角浦1160-179	0964-52-3800
熊本県地方港湾審議会	柿本 竜治	熊本県港湾課	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県土木部河川港湾局港湾課	096-333-2515
熊本県海運組合	深水 保廣	松本 円嘉	861-6102	上天草市松島町台津無番地	0969-56-2928
熊本地区内航海運協同組合	宮本 明雄	木村 和久	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-85	0964-52-3269
熊本旅客船協会	井手 雅夫	高山 眞佐子	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-177	0964-52-2303
三角港湾運送協会	分造 一義	内田 奈美枝	869-3207	宇城市三角町三角浦1159-3 三角海運(株)内	0964-53-1333
八代港運協会	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市港町69-4 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
水俣港運協会	野口 広己	浦口 祐宏	868-0012	水俣市月浦字前田54-172 南九州セノー(株)内	0966-63-4111
熊本地区港湾運送事業協同組合	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市港町69-4 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
熊本県造船業組合	篠崎 鉄蔵		869-3205	宇城市三角町波多284 (株)篠崎造船鉄工所内	0964-52-2703
九州船舶工業会熊本県支部	森内 修一		869-3602	上天草市大矢野町上654 (有)森内鉄工所内	0964-56-0207
船員災害防止協会九州支部熊本地区支部	深水 保廣	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
熊本県船員労働安全協議会	深水 保廣	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
株式会社日本海洋資格センター	中野 隆	田中 克典	869-3207	宇城市三角町三角浦1193	0964-52-2451

・ 周辺図

(熊本本庁舎)



(三角庁舎)



国土交通省 九州運輸局
熊本運輸支局

(本庁舎)

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14番35号

総務企画部門 TEL (096) 369-3188
 輸送部門 TEL (096) 369-3155
 登録部門 TEL (050) 5540-2086
 整備部門 TEL (096) 369-3130
 総務企画・輸送 FAX (096) 365-5695
 登録・整備 FAX (096) 369-3301

(三角庁舎)

〒869-3207 宇城市三角町三角浦1160番地20 三角港湾合同庁舎

TEL (0964) 52-2069

FAX (0964) 52-2033

九州運輸局ホームページ <http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/>